

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-5.2%	-4.2%	-2.5%	-1.3%	-0.9%

- 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

- 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

R5決算単年度の実質公債費の比率	=	元利償還金等(a)	-	算入公債費等の額(b)	=	一般会計等の負担額(分子)	=	(単位:千円、%)
		181,457		195,959		▲ 14,502		-1.06255381%
		標準財政規模(c)	-	算入公債費等の額(b)	=	比較する財政の規模(分母)		
		1,560,784		195,959		1,364,825		

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

R5年度の実質公債費比率	=	-0.34457138	(R3単年度の実質公債費比率)	} -2.75735175 / 3 =	-0.9%	
		+	-1.35022657			(R4単年度の実質公債費比率)
		+	-1.06255381			(R5単年度の実質公債費比率)

- 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	138,103	170,360	23.4	190,323	11.7	167,421	▲ 12.0	170,390	1.8
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	0	0		0		212	皆増	500	135.8
⑤組合等負担等額	6,369	7,815	22.7	9,434	20.7	11,097	17.6	10,567	▲ 4.8
⑥債務負担行為	0	0		0		0		0	
⑦一時借入金	0	0		0		0		0	
元利償還金等(a)	144,472	178,175	23.3	199,757	12.1	178,730	▲ 10.5	181,457	1.5

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	18,991	15,521	▲ 18.3	12,050	▲ 22.4	22,582	87.4	16,710	▲ 26.0
公債費算入(元利・準元利)	177,785	187,442	5.4	185,949	▲ 0.8	168,084	▲ 9.6	172,461	2.6
密度補正(元利・準元利)	6,795	6,812	0.3	6,748	▲ 0.9	6,768	0.3	6,788	0.3
算入公債費等の額(b)	203,571	209,775	3.0	204,747	▲ 2.4	197,434	▲ 3.6	195,959	▲ 0.7

◎ 一般会計等の負担額(分子)

(単位:千円、%)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	▲ 59,099	▲ 31,600		▲ 4,990		▲ 18,704		▲ 14,502	

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	276,132	293,433	6.3	279,956	▲ 4.6	282,824	1.0	286,242	1.2
普通交付税額	1,106,886	1,174,283	6.1	1,321,661	12.6	1,286,833	▲ 2.6	1,268,612	▲ 1.4
臨時財政対策債発行可能額	39,193	39,949	1.9	51,306	28.4	13,026	▲ 74.6	5,930	▲ 54.5
標準財政規模(c)	1,422,211	1,507,665	6.0	1,652,923	9.6	1,582,683	▲ 4.2	1,560,784	▲ 1.4
算入公債費等の額(b)	203,571	209,775	3.0	204,747	▲ 2.4	197,434	▲ 3.6	195,959	▲ 0.7

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

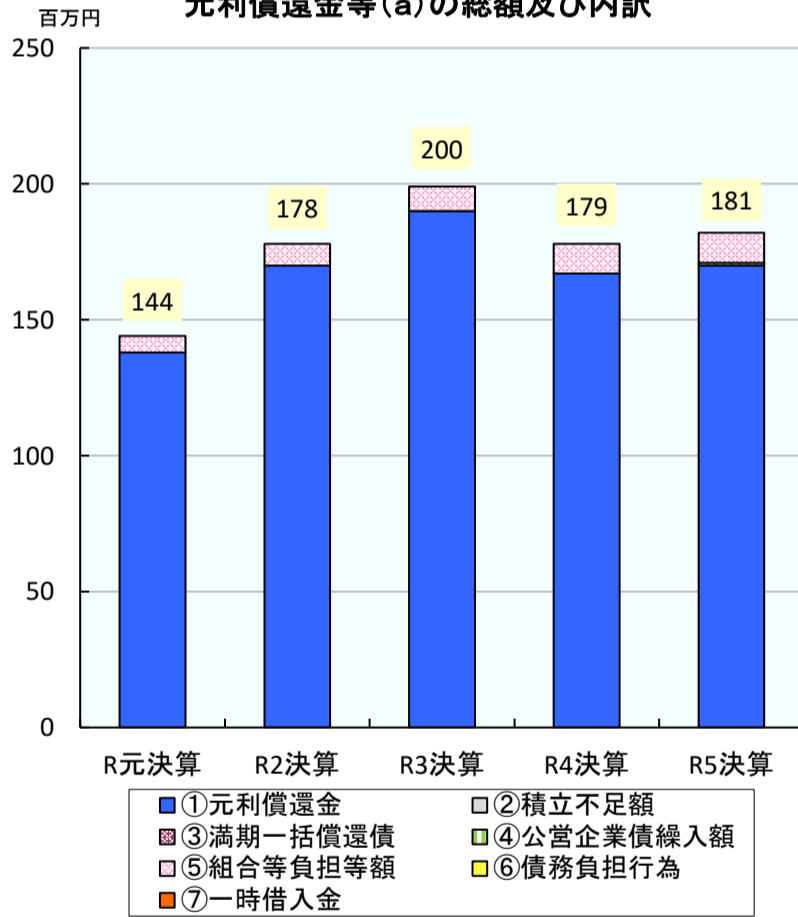
(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	1,218,640	1,297,890	6.5	1,448,176	11.6	1,385,249	▲ 4.3	1,364,825	▲ 1.5

(単位:%)

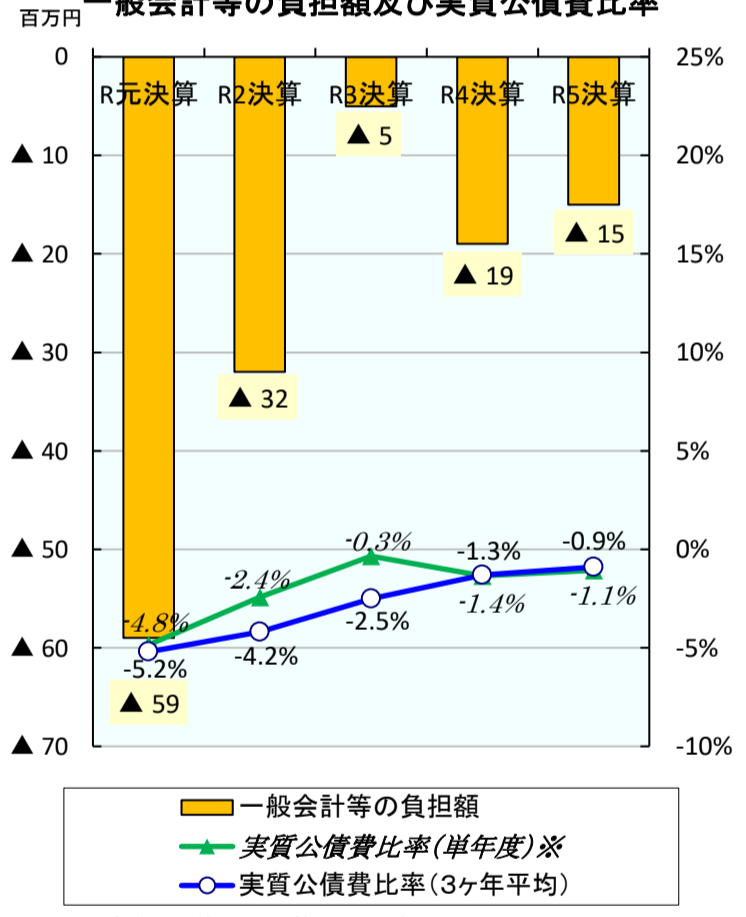
単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	-4.84958642	-2.43472097		-0.34457138		-1.35022657		-1.06255381	

○ 経年推移グラフ

元利償還金等(a)の総額及び内訳



一般会計等の負担額及び実質公債費比率



※小数点以下第2位を四捨五入して表示。

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5.7%	1.6%	0.4%	0.1%	5.7%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} \\
 = \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)}} = \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 11.05747465\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5年度の実質公債費比率} \\
 = \frac{\text{R3単年度の実質公債費比率} + \text{R4単年度の実質公債費比率} + \text{R5単年度の実質公債費比率}}{3} = 5.7\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式：「元利償還金等(a)」－「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	687,022	501,623	▲ 27.0	781,165	55.7	800,786	2.5	1,063,395	32.8
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	173,309	110,888	▲ 36.0	114,759	3.5	115,961	1.0	115,546	▲ 0.4
⑤組合等負担等額	55,818	55,903	0.2	46,345	▲ 17.1	30,697	▲ 33.8	28,640	▲ 6.7
⑥債務負担行為	0	0		0		0		0	
⑦一時借入金	35	35	0.0	18	▲ 48.6	22	22.2	0	皆減
元利償還金等(a)	916,184	668,449	▲ 27.0	942,287	41.0	947,466	0.5	1,207,581	27.5

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	134,997	134,661	▲ 0.2	117,277	▲ 12.9	105,870	▲ 9.7	96,966	▲ 8.4
公債費算入(元利・準元利)	612,264	693,763	13.3	703,174	1.4	676,599	▲ 3.8	692,886	2.4
密度補正(元利・準元利)	22,433	27,182	21.2	36,450	34.1	39,608	8.7	48,687	22.9
算入公債費等の額(b)	769,694	855,606	11.2	856,901	0.2	822,077	▲ 4.1	838,539	2.0

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	146,490	▲ 187,157	皆減	85,386	皆増	125,389	46.8	369,042	194.3

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	1,535,913	1,597,719	4.0	1,541,052	▲ 3.5	1,592,676	3.3	1,634,458	2.6
普通交付税額	2,141,832	2,279,479	6.4	2,556,416	12.1	2,532,321	▲ 0.9	2,518,995	▲ 0.5
臨時財政対策債発行可能額	154,557	153,474	▲ 0.7	196,235	27.9	50,026	▲ 74.5	22,575	▲ 54.9
標準財政規模(c)	3,832,302	4,030,672	5.2	4,293,703	6.5	4,175,023	▲ 2.8	4,176,028	0.0
算入公債費等の額(b)	769,694	855,606	11.2	856,901	0.2	822,077	▲ 4.1	838,539	2.0

◎ 比較する財政の規模(分母)

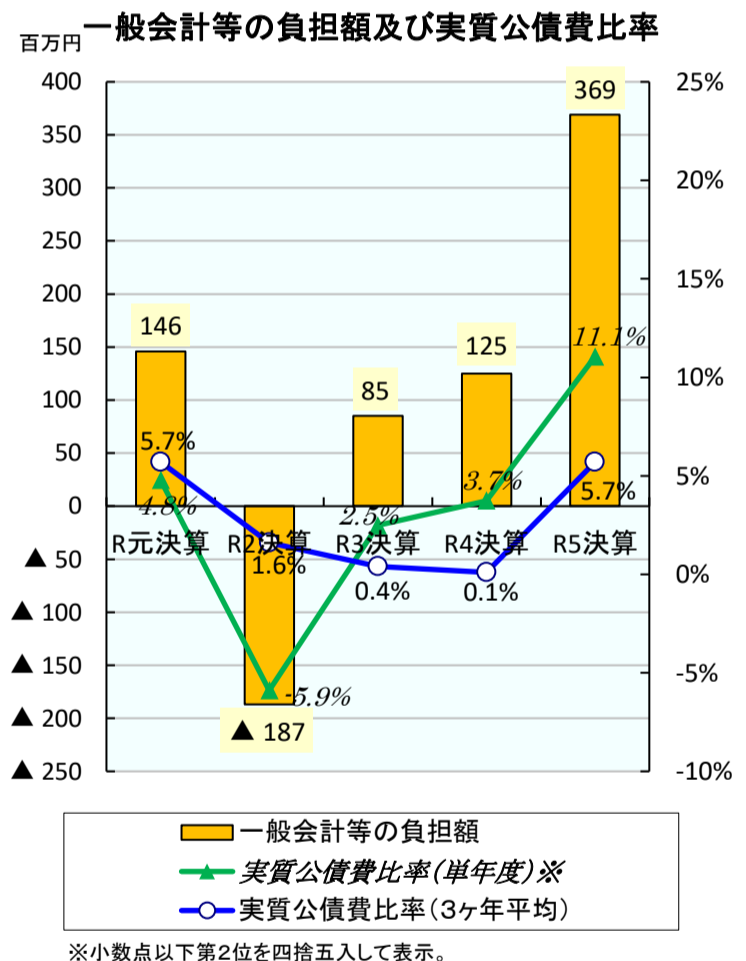
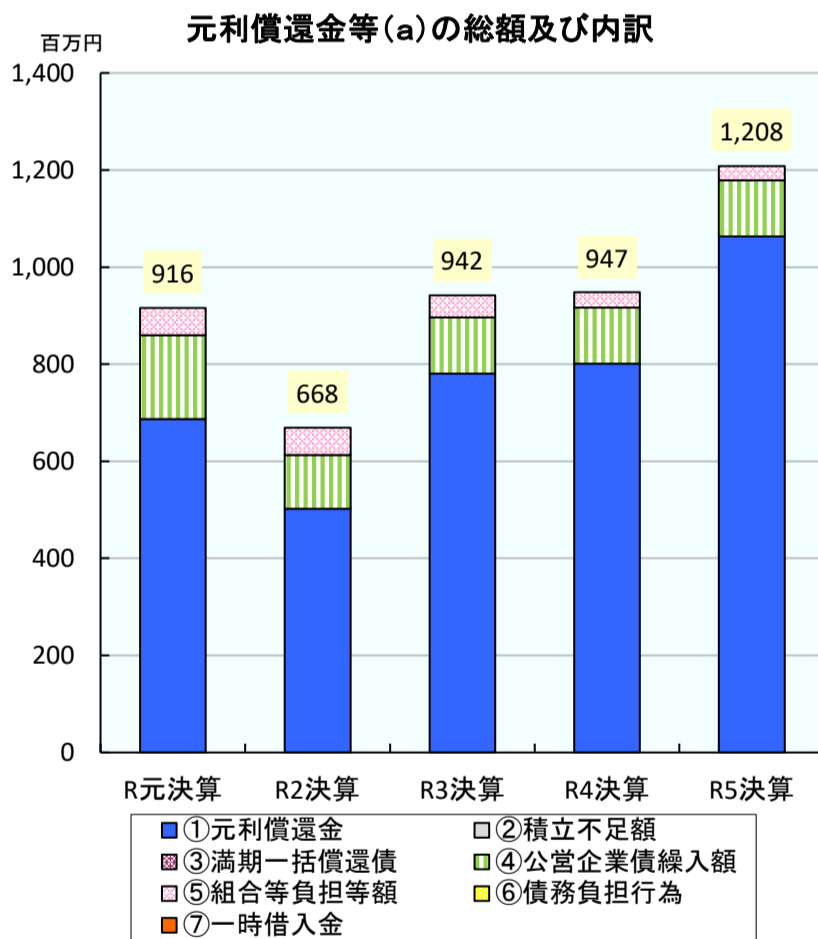
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	3,062,608	3,175,066	3.7	3,436,802	8.2	3,352,946	▲ 2.4	3,337,489	▲ 0.5

(単位:%)

単年度の実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	4.783178259	-5.89458613	皆減	2.484460845	皆増	3.73966655	50.5	11.05747465	195.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4.8%	4.7%	4.9%	5.3%	5.8%

- 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

- 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

R5決算単年度の実質公債費の比率	=	元利償還金等(a) 446,520	-	算入公債費等の額(b) 284,190	=	一般会計等の負担額(分子) 162,330	=	6.15750280%
		標準財政規模(c) 2,920,486	-	算入公債費等の額(b) 284,190	=	比較する財政の規模(分母) 2,636,296		

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

R5年度の実質公債費比率	=	5.228587742 (R3単年度の実質公債費比率)	+	6.162709736 (R4単年度の実質公債費比率)	+	6.157502799 (R5単年度の実質公債費比率)	÷3=	5.8%
		17.54880028						

- 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	398,009	407,410	2.4	418,999	2.8	423,985	1.2	418,748	▲ 1.2
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	3,827	1,248	▲ 67.4	817	▲ 34.5	883	8.1	6,267	609.7
⑤組合等負担等額	37,596	21,393	▲ 43.1	18,822	▲ 12.0	22,177	17.8	19,987	▲ 9.9
⑥債務負担行為	0	0		0		0		0	
⑦一時借入金	1,915	2,340	22.2	2,697	15.3	1,788	▲ 33.7	1,518	▲ 15.1
元利償還金等(a)	441,347	432,391	▲ 2.0	441,335	2.1	448,833	1.7	446,520	▲ 0.5

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	46,027	42,188	▲ 8.3	37,235	▲ 11.7	31,269	▲ 16.0	32,520	4.0
公債費算入(元利・準元利)	228,843	218,930	▲ 4.3	212,992	▲ 2.7	203,682	▲ 4.4	201,366	▲ 1.1
密度補正(元利・準元利)	50,820	50,854	0.1	51,548	1.4	51,378	▲ 0.3	50,304	▲ 2.1
算入公債費等の額(b)	325,690	311,972	▲ 4.2	301,775	▲ 3.3	286,329	▲ 5.1	284,190	▲ 0.7

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	115,657	120,419	4.1	139,560	15.9	162,504	16.4	162,330	▲ 0.1

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	719,094	763,844	6.2	739,675	▲ 3.2	753,538	1.9	777,006	3.1
普通交付税額	1,918,682	1,977,023	3.0	2,127,127	7.6	2,143,092	0.8	2,131,445	▲ 0.5
臨時財政対策債発行可能額	84,178	81,094	▲ 3.7	104,145	28.4	26,591	▲ 74.5	12,035	▲ 54.7
標準財政規模(c)	2,721,954	2,821,961	3.7	2,970,947	5.3	2,923,221	▲ 1.6	2,920,486	▲ 0.1
算入公債費等の額(b)	325,690	311,972	▲ 4.2	301,775	▲ 3.3	286,329	▲ 5.1	284,190	▲ 0.7

◎ 比較する財政の規模(分母)

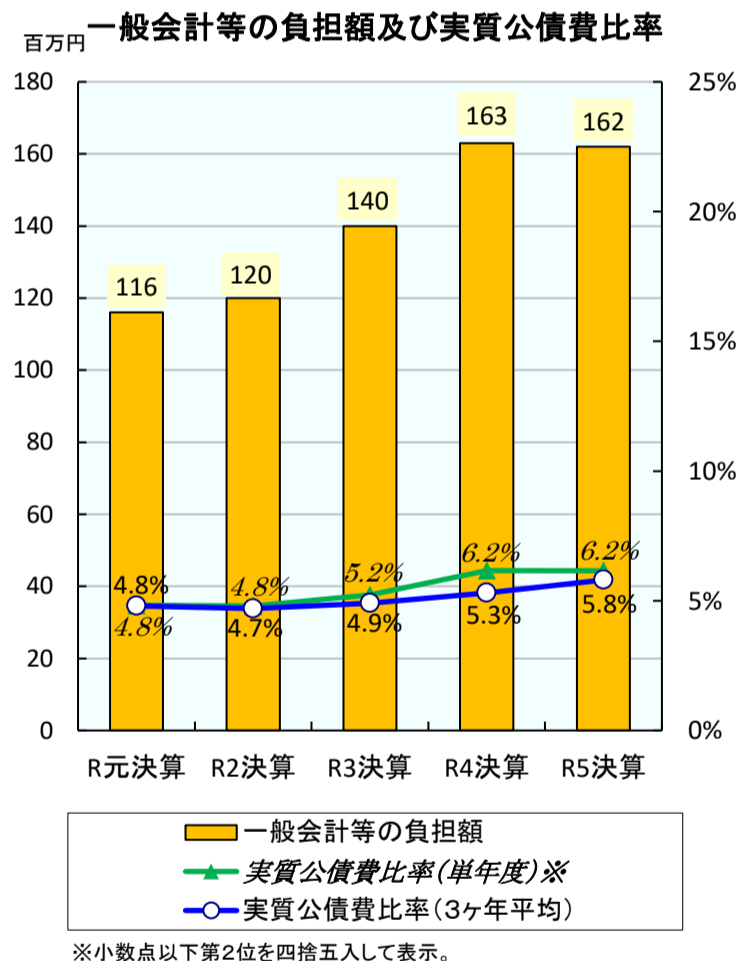
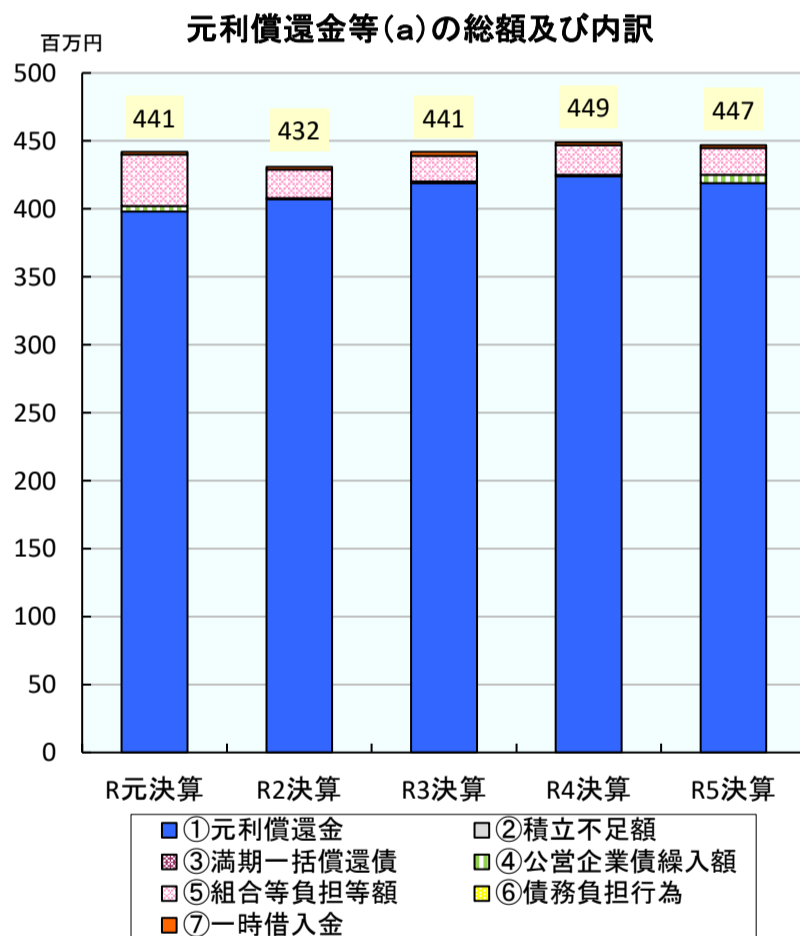
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	2,396,264	2,509,989	4.7	2,669,172	6.3	2,636,892	▲ 1.2	2,636,296	0.0

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	4.826555004	4.797590746	▲ 0.6	5.228587742	9.0	6.162709736	17.9	6.157502799	▲ 0.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7.7%	7.7%	7.5%	7.1%	6.6%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} \\
 = \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)}} = \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 6.35421147\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5年度の実質公債費比率} \\
 = \frac{\text{6.970205841 (R3単年度の実質公債費比率)} \\
 + \text{6.59734032 (R4単年度の実質公債費比率)} \\
 + \text{6.354211472 (R5単年度の実質公債費比率)}}{3} = 6.6\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式：「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	979,393	983,615	0.4	938,926	▲ 4.5	956,618	1.9	958,521	0.2
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	370,114	415,456	12.3	390,517	▲ 6.0	351,645	▲ 10.0	341,530	▲ 2.9
⑤組合等負担等額	4,233	2,733	▲ 35.4	1,947	▲ 28.8	2,324	19.4	1,787	▲ 23.1
⑥債務負担行為	110,966	111,327	0.3	93,331	▲ 16.2	75,256	▲ 19.4	62,412	▲ 17.1
⑦一時借入金	0	0		0		0		0	
元利償還金等(a)	1,464,706	1,513,131	3.3	1,424,721	▲ 5.8	1,385,843	▲ 2.7	1,364,250	▲ 1.6

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	437,479	434,886	▲ 0.6	368,541	▲ 15.3	346,107	▲ 6.1	327,151	▲ 5.5
公債費算入(元利・準元利)	535,429	550,228	2.8	560,306	1.8	573,846	2.4	577,717	0.7
密度補正(元利・準元利)	14,937	14,466	▲ 3.2	14,515	0.3	14,523	0.1	14,579	0.4
算入公債費等の額(b)	987,845	999,580	1.2	943,362	▲ 5.6	934,476	▲ 0.9	919,447	▲ 1.6

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	476,861	513,551	7.7	481,359	▲ 6.3	451,367	▲ 6.2	444,803	▲ 1.5

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	4,456,711	4,749,049	6.6	4,601,913	▲ 3.1	4,883,278	6.1	5,020,254	2.8
普通交付税額	2,328,112	2,319,797	▲ 0.4	2,735,114	17.9	2,748,692	0.5	2,834,031	3.1
臨時財政対策債発行可能額	383,611	369,639	▲ 3.6	512,286	38.6	144,157	▲ 71.9	65,291	▲ 54.7
標準財政規模(c)	7,168,434	7,438,485	3.8	7,849,313	5.5	7,776,127	▲ 0.9	7,919,576	1.8
算入公債費等の額(b)	987,845	999,580	1.2	943,362	▲ 5.6	934,476	▲ 0.9	919,447	▲ 1.6

◎ 比較する財政の規模(分母)

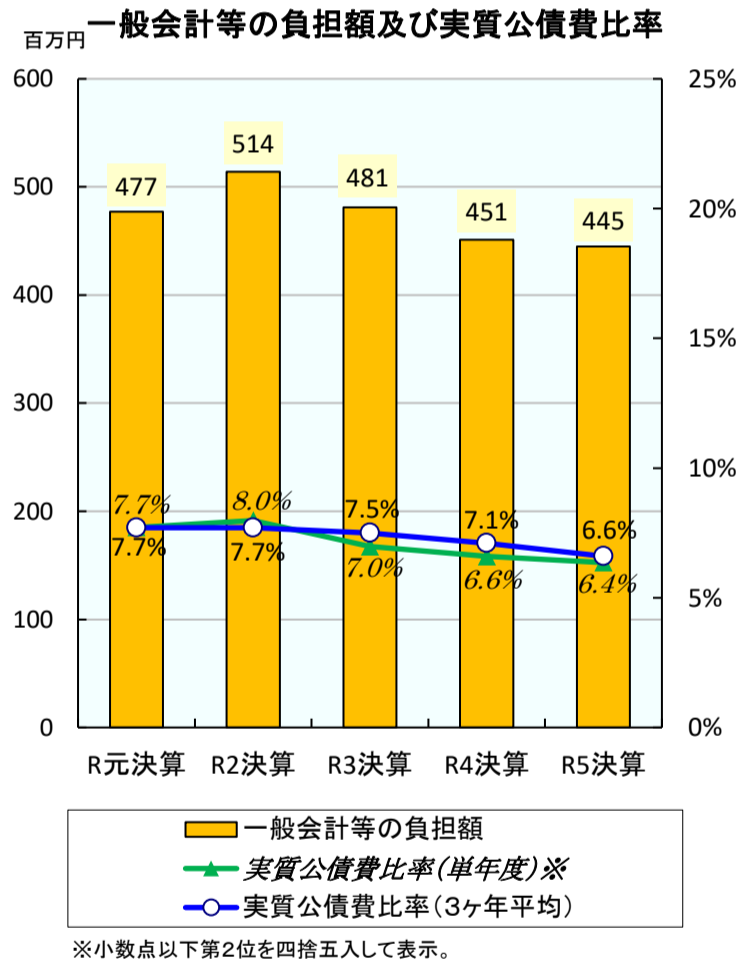
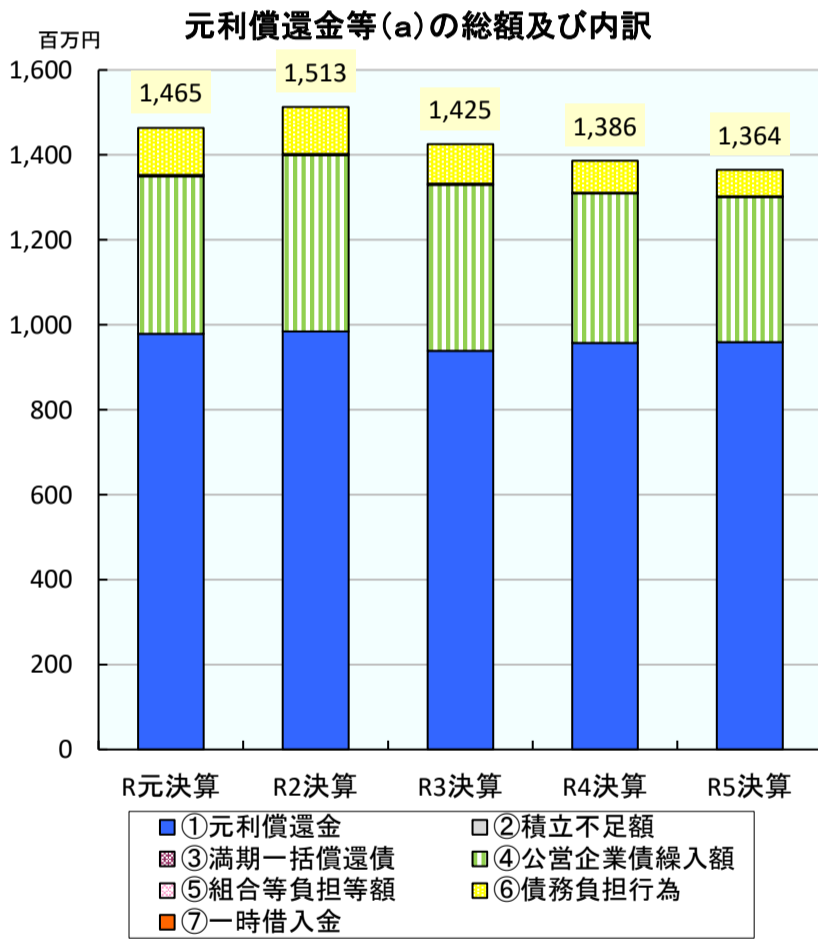
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	6,180,589	6,438,905	4.2	6,905,951	7.3	6,841,651	▲ 0.9	7,000,129	2.3

(単位:%)

単年度の実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	7.71546207	7.975750535	3.4	6.970205841	▲ 12.6	6.59734032	▲ 5.3	6.354211472	▲ 3.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7.8%	8.0%	7.4%	6.7%	5.9%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} & = & \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)} - \text{算入公債費等の額(b)}} & = & \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} \\
 & & \frac{511,647 - 318,758}{3,661,489 - 318,758} & = & \frac{192,889}{3,342,731} = 5.77040151\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{R5年度の実質公債費比率} & = & \frac{\text{R3単年度の実質公債費比率} + \text{R4単年度の実質公債費比率} + \text{R5単年度の実質公債費比率}}{3} \\
 & & \frac{6.227383519 + 5.904047774 + 5.770401507}{3} & = & 5.9\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式：「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	470,736	484,089	2.8	464,384	▲ 4.1	454,236	▲ 2.2	459,689	1.2
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	128	239	86.7	15,698	6468.2	8,903	▲ 43.3	4,396	▲ 50.6
⑤組合等負担等額	17,735	19,789	11.6	31,456	59.0	34,274	9.0	34,322	0.1
⑥債務負担行為	74,913	74,589	▲ 0.4	13,934	▲ 81.3	13,240	▲ 5.0	13,240	0.0
⑦一時借入金	0	11	皆増	0	皆減	0		0	
元利償還金等(a)	563,512	578,717	2.7	525,472	▲ 9.2	510,653	▲ 2.8	511,647	0.2

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	30,002	30,204	0.7	18,264	▲ 39.5	17,438	▲ 4.5	17,922	2.8
公債費算入(元利・準元利)	276,546	281,876	1.9	281,379	▲ 0.2	283,111	0.6	284,850	0.6
密度補正(元利・準元利)	18,057	17,720	▲ 1.9	18,114	2.2	16,740	▲ 7.6	15,986	▲ 4.5
算入公債費等の額(b)	324,605	329,800	1.6	317,757	▲ 3.7	317,289	▲ 0.1	318,758	0.5

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	238,907	248,917	4.2	207,715	▲ 16.6	193,364	▲ 6.9	192,889	▲ 0.2

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	1,771,567	1,876,524	5.9	1,858,148	▲ 1.0	1,907,453	2.7	1,930,104	1.2
普通交付税額	1,316,357	1,394,097	5.9	1,589,374	14.0	1,626,592	2.3	1,704,071	4.8
臨時財政対策債発行可能額	156,592	153,804	▲ 1.8	205,745	33.8	58,353	▲ 71.6	27,314	▲ 53.2
標準財政規模(c)	3,244,516	3,424,425	5.5	3,653,267	6.7	3,592,398	▲ 1.7	3,661,489	1.9
算入公債費等の額(b)	324,605	329,800	1.6	317,757	▲ 3.7	317,289	▲ 0.1	318,758	0.5

◎ 比較する財政の規模(分母)

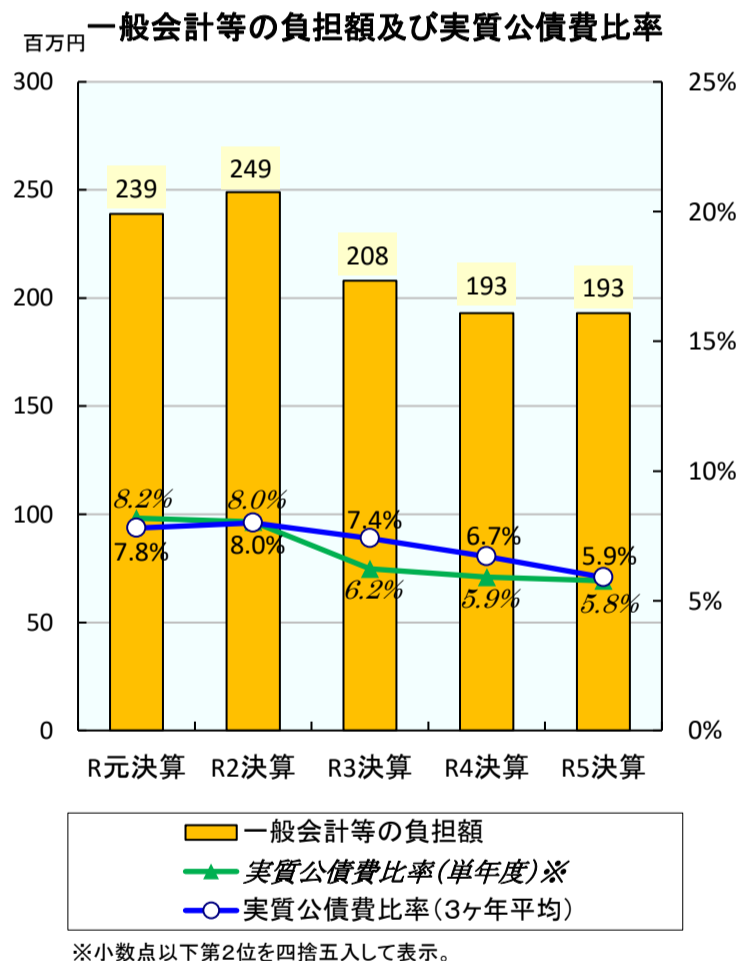
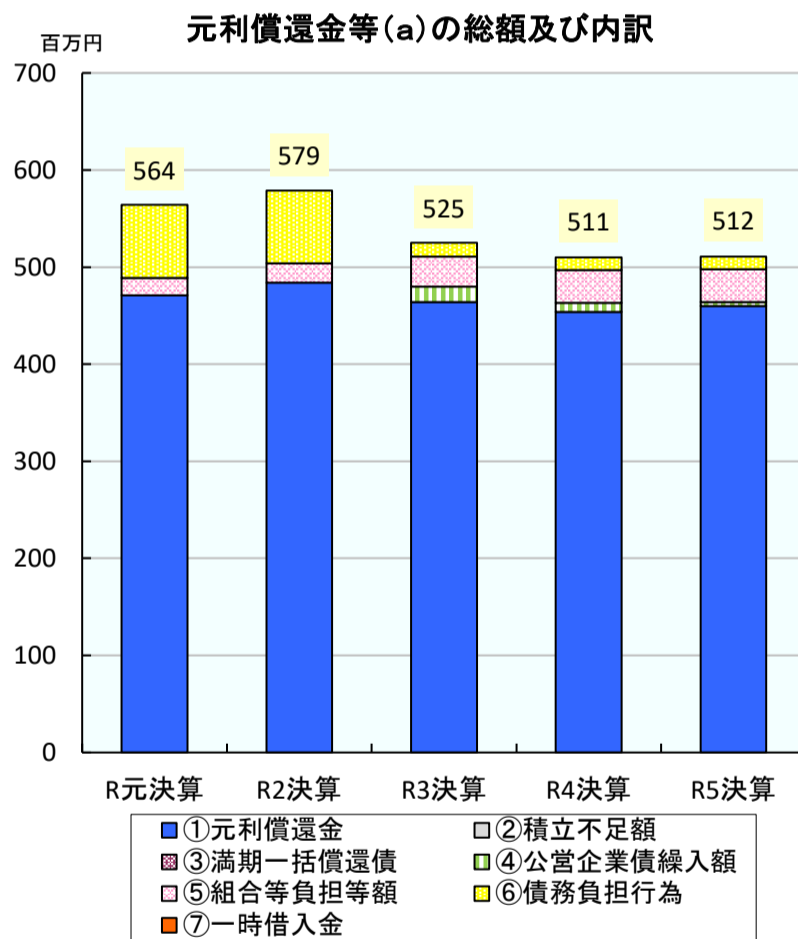
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	2,919,911	3,094,625	6.0	3,335,510	7.8	3,275,109	▲ 1.8	3,342,731	2.1

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	8.181995958	8.043527083	▲ 1.7	6.227383519	▲ 22.6	5.904047774	▲ 5.2	5.770401507	▲ 2.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	17.7%	16.6%	15.1%	11.0%	9.5%

- 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

- 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

R5決算単年度の実質公債費の比率	=	元利償還金等(a) 1,255,318	-	算入公債費等の額(b) 1,042,695	=	一般会計等の負担額(分子) 212,623	=	10.64077458%
		標準財政規模(c) 3,040,886	-	算入公債費等の額(b) 1,042,695	=	比較する財政の規模(分母) 1,998,191		

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

R5年度の実質公債費比率	=	11.95070509 (R3単年度の実質公債費比率)	+	6.021039049 (R4単年度の実質公債費比率)	+	10.64077458 (R5単年度の実質公債費比率)	÷3=	9.5%
						28.61251872		

- 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について〔計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	1,000,219	990,910	▲ 0.9	959,047	▲ 3.2	1,183,548	23.4	1,240,001	4.8
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	38,144	6,862	▲ 82.0	33,405	386.8	21,243	▲ 36.4	0	皆減
⑤組合等負担等額	9,452	11,673	23.5	14,099	20.8	16,411	16.4	15,317	▲ 6.7
⑥債務負担行為	0	0		0		0		0	
⑦一時借入金	0	0		0		0		0	
元利償還金等(a)	1,047,815	1,009,445	▲ 3.7	1,006,551	▲ 0.3	1,221,202	21.3	1,255,318	2.8

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	7,822	5,754	▲ 26.4	4,230	▲ 26.5	9,945	135.1	10,565	6.2
公債費算入(元利・準元利)	740,117	733,490	▲ 0.9	765,829	4.4	1,089,530	42.3	1,027,803	▲ 5.7
密度補正(元利・準元利)	274	1,192	335.0	1,177	▲ 1.3	2,829	140.4	4,327	53.0
算入公債費等の額(b)	748,213	740,436	▲ 1.0	771,236	4.2	1,102,304	42.9	1,042,695	▲ 5.4

○ 一般会計等の負担額(分子)

(単位:千円、%)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	299,602	269,009	▲ 10.2	235,315	▲ 12.5	118,898	▲ 49.5	212,623	78.8

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	569,614	580,136	1.8	569,319	▲ 1.9	594,263	4.4	602,906	1.5
普通交付税額	1,762,714	1,858,440	5.4	2,081,755	12.0	2,455,237	17.9	2,426,001	▲ 1.2
臨時財政対策債発行可能額	68,152	68,879	1.1	89,209	29.5	27,513	▲ 69.2	11,979	▲ 56.5
標準財政規模(c)	2,400,480	2,507,455	4.5	2,740,283	9.3	3,077,013	12.3	3,040,886	▲ 1.2
算入公債費等の額(b)	748,213	740,436	▲ 1.0	771,236	4.2	1,102,304	42.9	1,042,695	▲ 5.4

◎ 比較する財政の規模(分母)

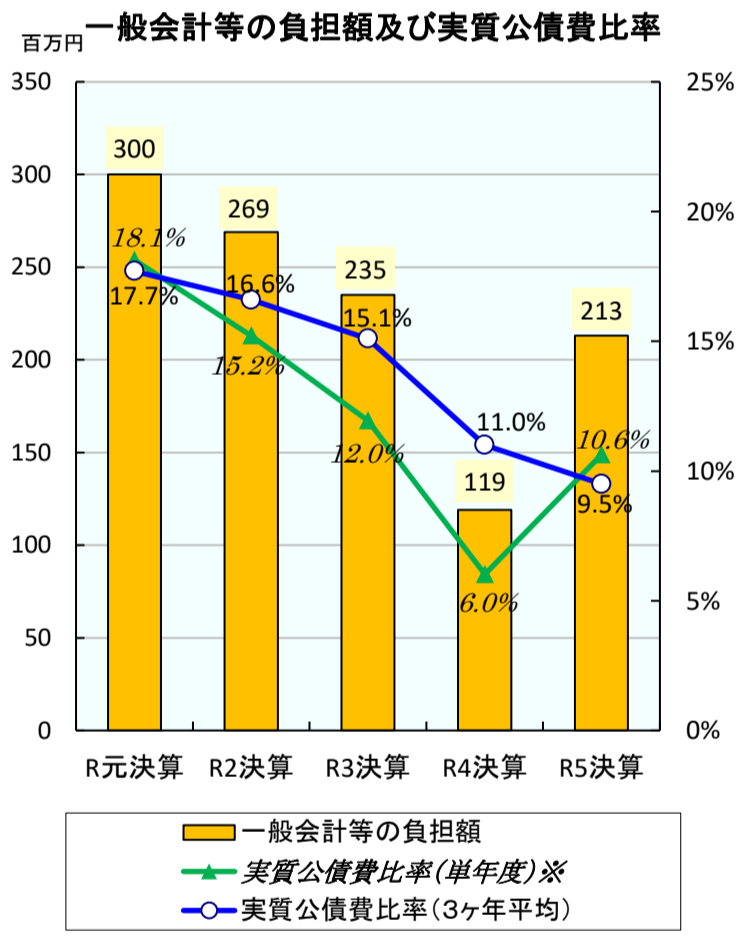
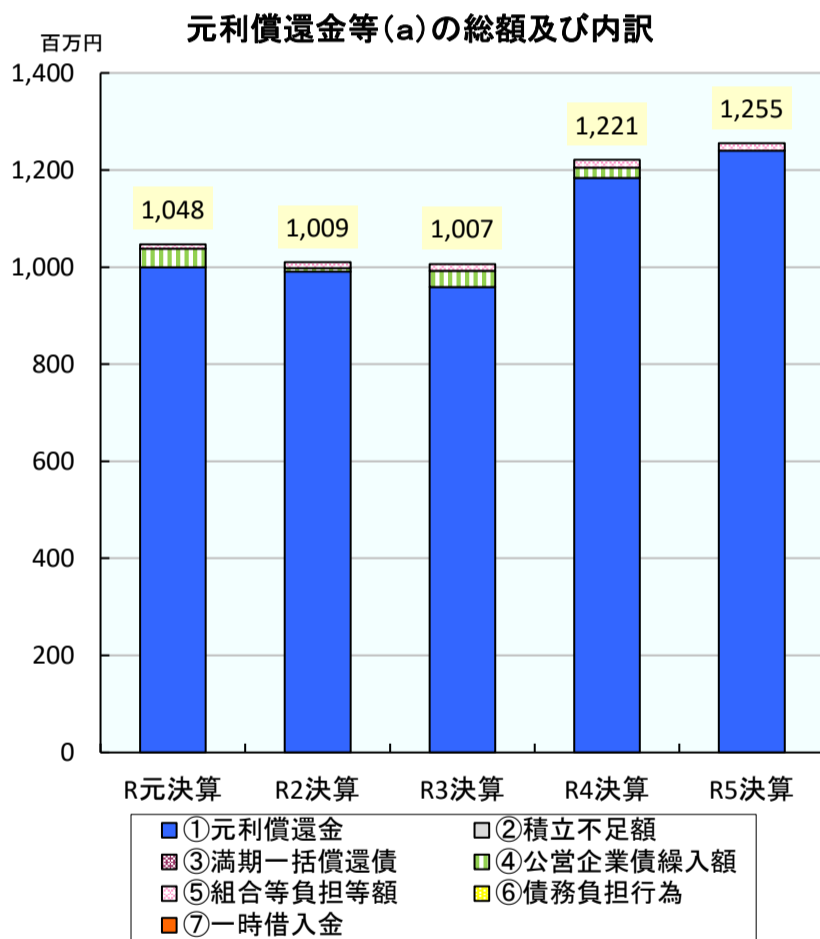
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	1,652,267	1,767,019	6.9	1,969,047	11.4	1,974,709	0.3	1,998,191	1.2

(単位:%)

単年度の実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	18.13278362	15.22388837	▲ 16.0	11.95070509	▲ 21.5	6.021039049	▲ 49.6	10.64077458	76.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4.3%	4.8%	4.6%	4.1%	3.8%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} \\
 = \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)}} = \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 4.01457838\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5年度の実質公債費比率} \\
 = \frac{\text{R3年度の実質公債費比率} + \text{R4年度の実質公債費比率} + \text{R5年度の実質公債費比率}}{3} = 3.8\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式：「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	665,959	715,042	7.4	760,235	6.3	798,981	5.1	817,857	2.4
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	253,859	189,764	▲ 25.2	135,955	▲ 28.4	93,869	▲ 31.0	103,864	10.6
⑤組合等負担等額	95,940	97,078	1.2	82,760	▲ 14.7	54,248	▲ 34.5	50,883	▲ 6.2
⑥債務負担行為	0	0		0		0		0	
⑦一時借入金	21	15	▲ 28.6	0	皆減	0		0	
元利償還金等(a)	1,015,779	1,001,899	▲ 1.4	978,950	▲ 2.3	947,098	▲ 3.3	972,604	2.7

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	255,313	237,797	▲ 6.9	230,489	▲ 3.1	216,572	▲ 6.0	217,985	0.7
公債費算入(元利・準元利)	483,649	490,743	1.5	498,563	1.6	515,954	3.5	505,245	▲ 2.1
密度補正(元利・準元利)	822	833	1.3	853	2.4	850	▲ 0.4	784	▲ 7.8
算入公債費等の額(b)	739,784	729,373	▲ 1.4	729,905	0.1	733,376	0.5	724,014	▲ 1.3

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	275,995	272,526	▲ 1.3	249,045	▲ 8.6	213,722	▲ 14.2	248,590	16.3

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	3,615,053	3,806,427	5.3	3,745,368	▲ 1.6	3,893,245	3.9	4,001,509	2.8
普通交付税額	2,304,468	2,347,300	1.9	2,716,999	15.7	2,748,152	1.1	2,859,661	4.1
臨時財政対策債発行可能額	308,962	310,055	0.4	405,421	30.8	119,146	▲ 70.6	55,026	▲ 53.8
標準財政規模(c)	6,228,483	6,463,782	3.8	6,867,788	6.3	6,760,543	▲ 1.6	6,916,196	2.3
算入公債費等の額(b)	739,784	729,373	▲ 1.4	729,905	0.1	733,376	0.5	724,014	▲ 1.3

◎ 比較する財政の規模(分母)

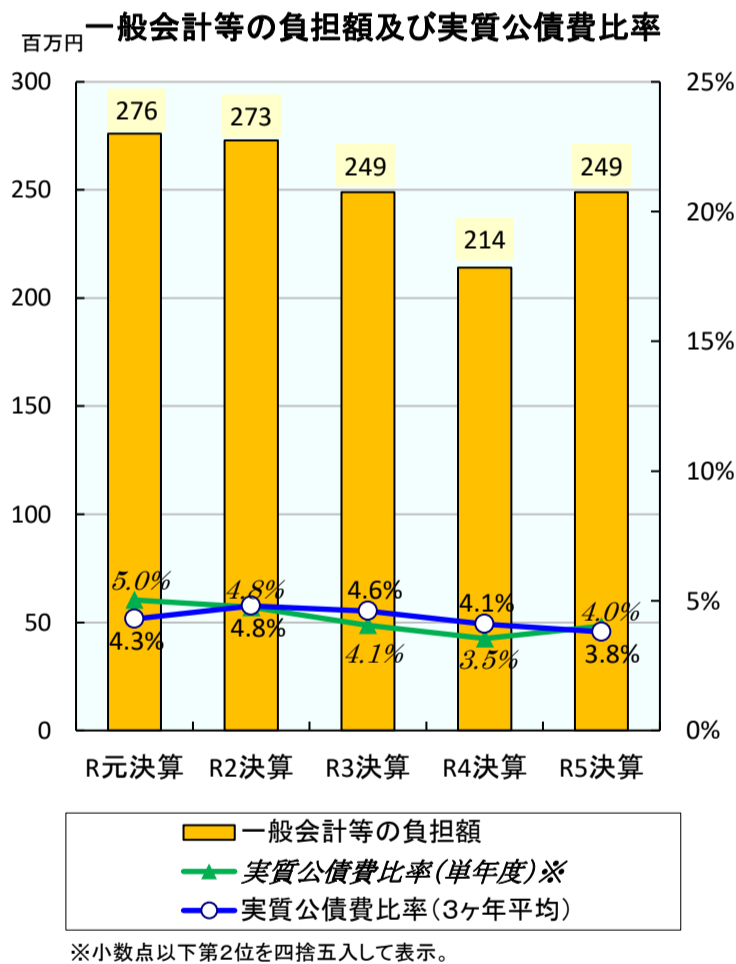
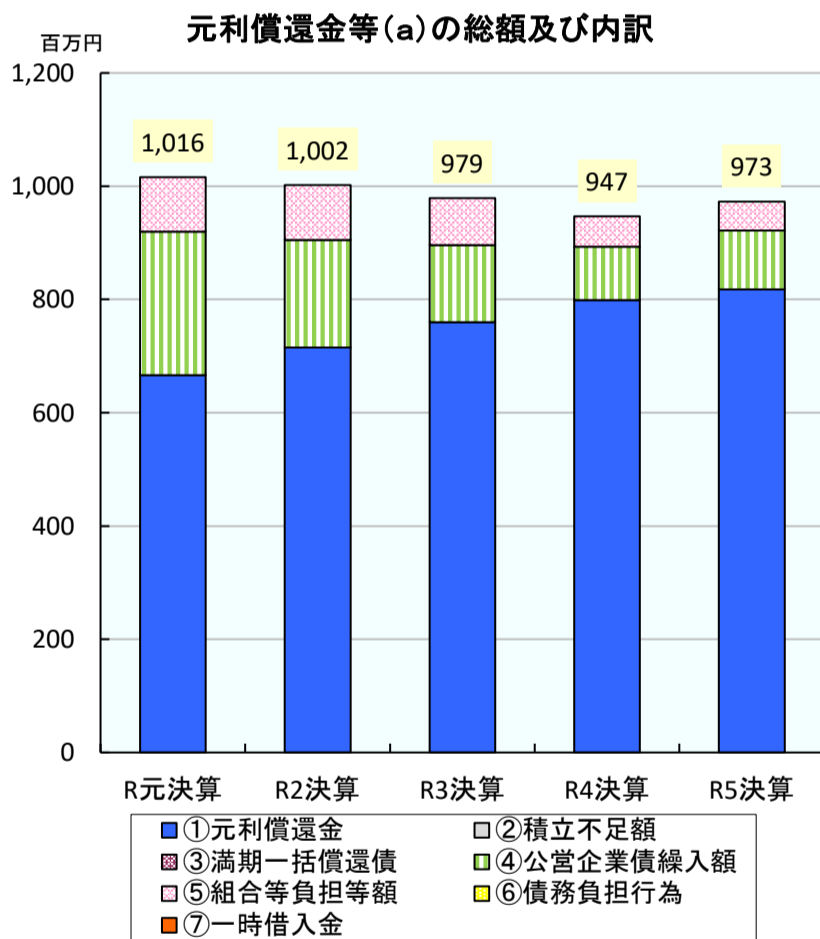
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	5,488,699	5,734,409	4.5	6,137,883	7.0	6,027,167	▲ 1.8	6,192,182	2.7

(単位:%)

単年度の実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	5.028422947	4.752468825	▲ 5.5	4.057506473	▲ 14.6	3.545977737	▲ 12.6	4.014578383	13.2

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7.0%	7.0%	6.6%	6.6%	7.0%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} \\
 = \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)} - \text{算入公債費等の額(b)}} = \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 7.71181472\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5年度の実質公債費比率} \\
 = \frac{\text{6.474776077 (R3単年度の実質公債費比率)} \\
 + \text{6.912938115 (R4単年度の実質公債費比率)} \\
 + \text{7.71181472 (R5単年度の実質公債費比率)}}{3} = 7.0\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式：「元利償還金等(a)」－「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	537,393	551,710	2.7	590,319	7.0	609,612	3.3	632,270	3.7
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	171,093	168,394	▲ 1.6	148,289	▲ 11.9	154,463	4.2	166,362	7.7
⑤組合等負担等額	67,989	68,768	1.1	57,542	▲ 16.3	36,986	▲ 35.7	34,896	▲ 5.7
⑥債務負担行為	1,222	758	▲ 38.0	195	▲ 74.3	0	皆減	0	
⑦一時借入金	116	85	▲ 26.7	110	29.4	0	皆減	0	
元利償還金等(a)	777,813	789,715	1.5	796,455	0.9	801,061	0.6	833,528	4.1

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	186,587	181,515	▲ 2.7	160,293	▲ 11.7	149,048	▲ 7.0	145,739	▲ 2.2
公債費算入(元利・準元利)	338,391	358,973	6.1	366,615	2.1	370,087	0.9	366,716	▲ 0.9
密度補正(元利・準元利)	0	0		0		0		0	
算入公債費等の額(b)	524,978	540,488	3.0	526,908	▲ 2.5	519,135	▲ 1.5	512,455	▲ 1.3

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	252,835	249,227	▲ 1.4	269,547	8.2	281,926	4.6	321,073	13.9

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	2,546,131	2,650,185	4.1	2,577,625	▲ 2.7	2,695,053	4.6	2,747,118	1.9
普通交付税額	1,397,740	1,513,705	8.3	1,791,443	18.3	1,815,614	1.3	1,890,689	4.1
臨時財政対策債発行可能額	230,419	229,476	▲ 0.4	320,872	39.8	86,705	▲ 73.0	38,039	▲ 56.1
標準財政規模(c)	4,174,290	4,393,366	5.2	4,689,940	6.8	4,597,372	▲ 2.0	4,675,846	1.7
算入公債費等の額(b)	524,978	540,488	3.0	526,908	▲ 2.5	519,135	▲ 1.5	512,455	▲ 1.3

◎ 比較する財政の規模(分母)

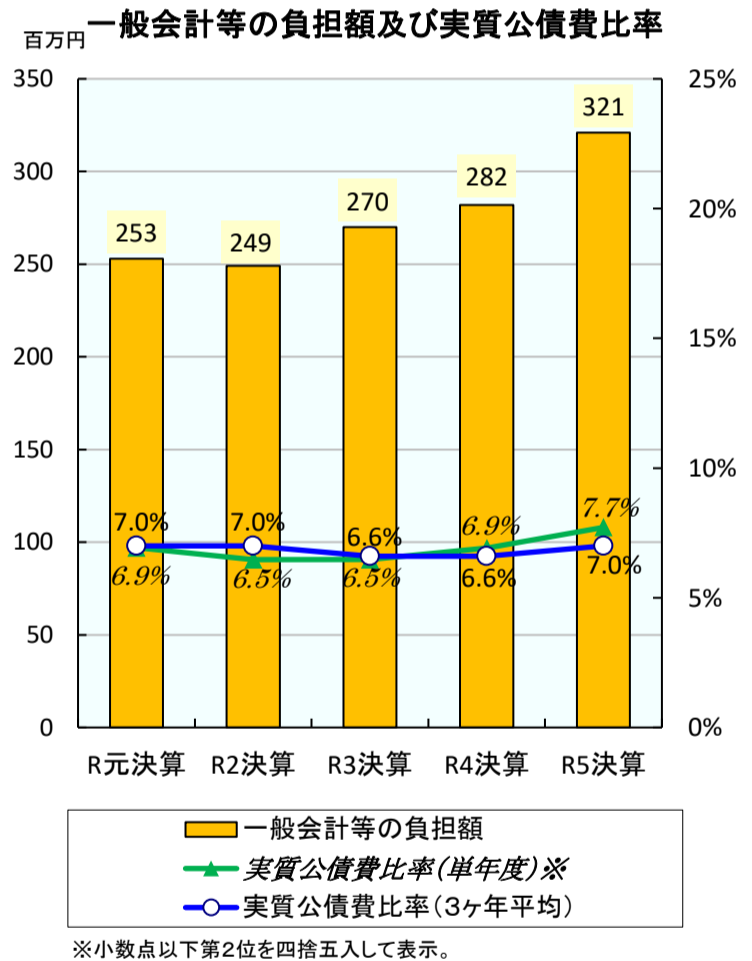
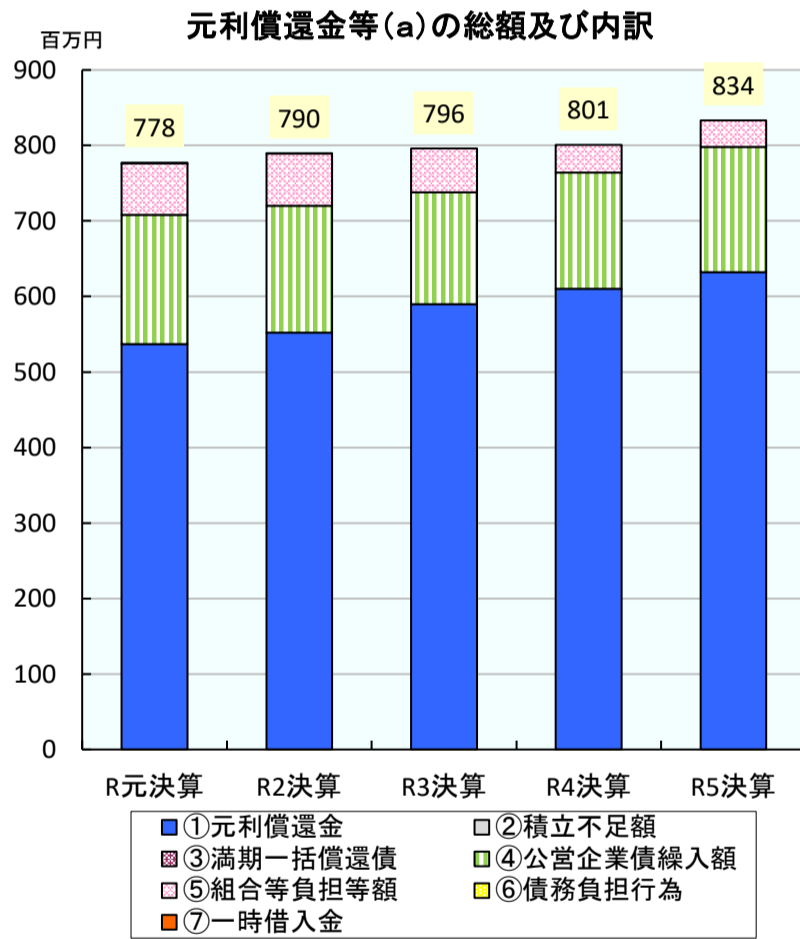
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	3,649,312	3,852,878	5.6	4,163,032	8.0	4,078,237	▲ 2.0	4,163,391	2.1

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	6.928292237	6.468593088	▲ 6.6	6.474776077	0.1	6.912938115	6.8	7.71181472	11.6

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	11.0%	9.7%	8.8%	8.1%	7.9%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} \\
 = \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)} - \text{算入公債費等の額(b)}} = \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 8.14356172\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5年度の実質公債費比率} \\
 = \frac{\text{7.667742111 (R3単年度の実質公債費比率)} \\
 + \text{8.066602029 (R4単年度の実質公債費比率)} \\
 + \text{8.14356172 (R5単年度の実質公債費比率)}}{3} = 7.9\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	1,053,530	1,028,781	▲ 2.3	1,034,365	0.5	1,066,589	3.1	1,150,729	7.9
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	524,195	443,160	▲ 15.5	438,938	▲ 1.0	427,101	▲ 2.7	404,005	▲ 5.4
⑤組合等負担等額	533	380	▲ 28.7	450	18.4	2,386	430.2	3,841	61.0
⑥債務負担行為	226,156	225,146	▲ 0.4	206,386	▲ 8.3	207,210	0.4	189,464	▲ 8.6
⑦一時借入金	0	0		0		0		0	
元利償還金等(a)	1,804,414	1,697,467	▲ 5.9	1,680,139	▲ 1.0	1,703,286	1.4	1,748,039	2.6

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	381,886	341,881	▲ 10.5	342,606	0.2	343,445	0.2	354,055	3.1
公債費算入(元利・準元利)	611,141	625,636	2.4	644,528	3.0	637,070	▲ 1.2	642,060	0.8
密度補正(元利・準元利)	20,632	20,001	▲ 3.1	19,901	▲ 0.5	19,501	▲ 2.0	19,373	▲ 0.7
算入公債費等の額(b)	1,013,659	987,518	▲ 2.6	1,007,035	2.0	1,000,016	▲ 0.7	1,015,488	1.5

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	790,755	709,949	▲ 10.2	673,104	▲ 5.2	703,270	4.5	732,551	4.2

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	7,521,661	7,969,068	5.9	7,797,427	▲ 2.2	8,353,464	7.1	8,750,745	4.8
普通交付税額	723,388	735,333	1.7	1,196,181	62.7	1,160,981	▲ 2.9	1,177,115	1.4
臨時財政対策債発行可能額	438,668	443,091	1.0	791,813	78.7	203,864	▲ 74.3	83,090	▲ 59.2
標準財政規模(c)	8,683,717	9,147,492	5.3	9,785,421	7.0	9,718,309	▲ 0.7	10,010,950	3.0
算入公債費等の額(b)	1,013,659	987,518	▲ 2.6	1,007,035	2.0	1,000,016	▲ 0.7	1,015,488	1.5

◎ 比較する財政の規模(分母)

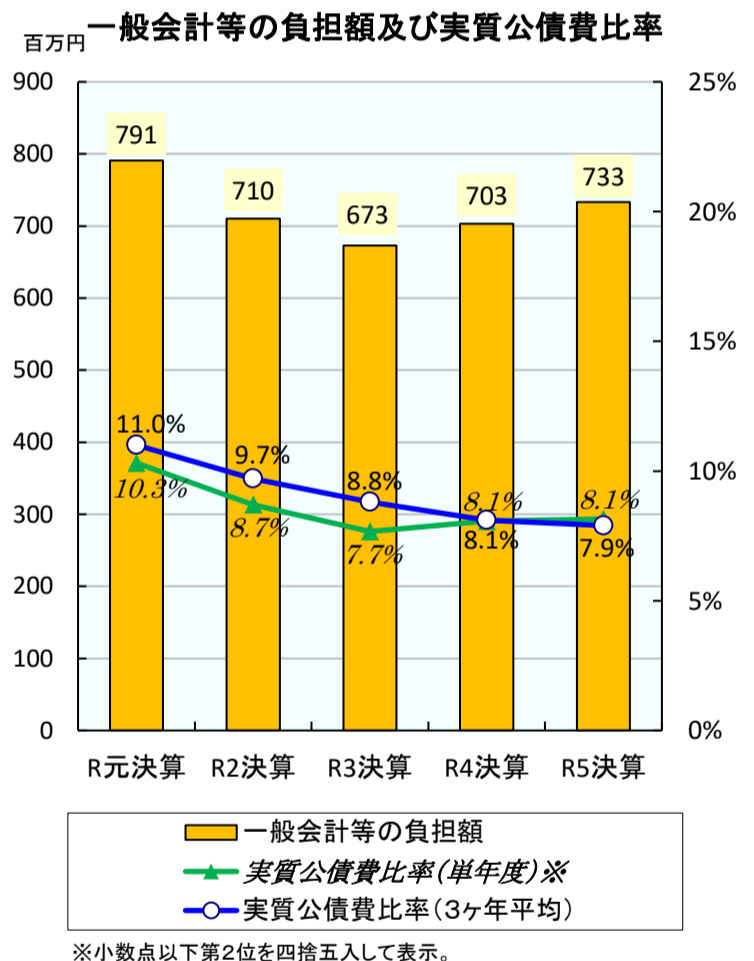
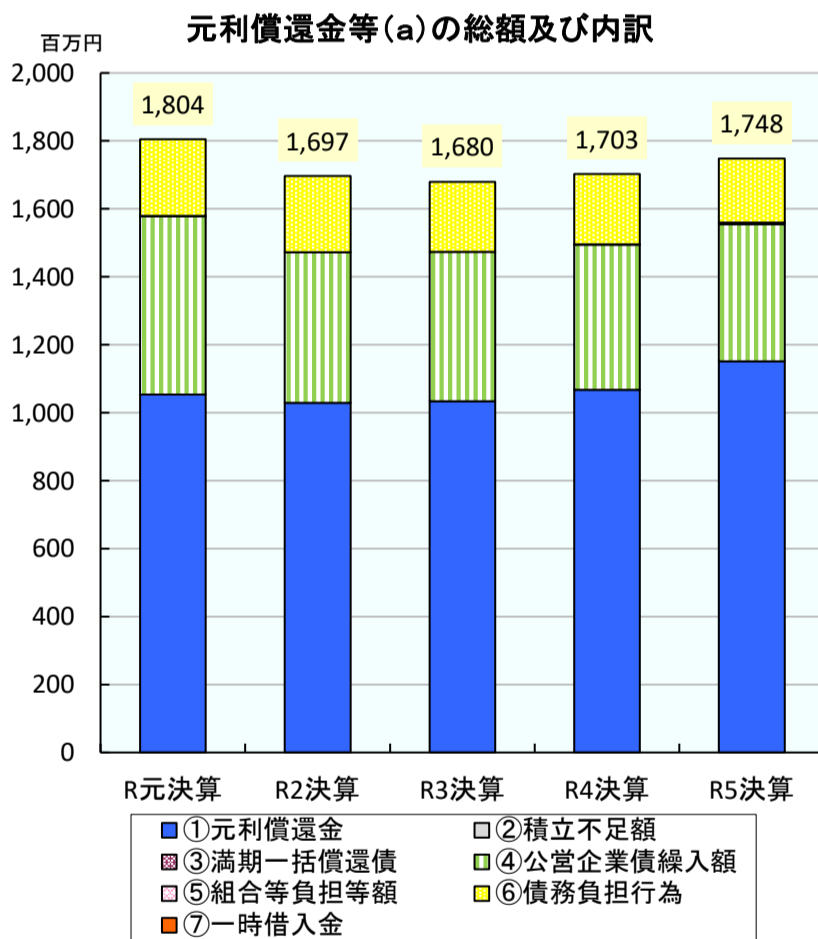
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	7,670,058	8,159,974	6.4	8,778,386	7.6	8,718,293	▲ 0.7	8,995,462	3.2

(単位:%)

単年度の実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	10.30963521	8.700383114	▲ 15.6	7.667742111	▲ 11.9	8.066602029	5.2	8.14356172	1.0

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	8.6%	8.7%	8.7%	8.7%	8.2%

- 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

- 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

R5決算単年度の実質公債費の比率	=	元利償還金等(a) 1,320,568	-	算入公債費等の額(b) 1,020,359	=	一般会計等の負担額(分子) 300,209	=	6.99659526%
		標準財政規模(c) 5,311,146	-	算入公債費等の額(b) 1,020,359	=	比較する財政の規模(分母) 4,290,787		

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

R5年度の実質公債費比率	=	8.472904226 (R3単年度の実質公債費比率)	+	9.172611103 (R4単年度の実質公債費比率)	+	6.996595263 (R5単年度の実質公債費比率)	}=	24.64211059	÷3=	8.2%
--------------	---	-----------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------------	----	-------------	-----	------

- 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	1,249,567	1,236,109	▲ 1.1	1,255,130	1.5	1,292,333	3.0	1,290,236	▲ 0.2
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	0	0		0		0		0	
⑤組合等負担等額	63,154	66,513	5.3	62,362	▲ 6.2	67,118	7.6	30,332	▲ 54.8
⑥債務負担行為	0	0		0		0		0	
⑦一時借入金	308	146	▲ 52.6	0	皆減	0		0	
元利償還金等(a)	1,313,029	1,302,768	▲ 0.8	1,317,492	1.1	1,359,451	3.2	1,320,568	▲ 2.9

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	112,565	91,499	▲ 18.7	69,825	▲ 23.7	51,808	▲ 25.8	44,953	▲ 13.2
公債費算入(元利・準元利)	756,383	759,495	0.4	778,573	2.5	816,557	4.9	920,825	12.8
密度補正(元利・準元利)	93,643	95,937	2.4	97,371	1.5	96,256	▲ 1.1	54,581	▲ 43.3
算入公債費等の額(b)	962,591	946,931	▲ 1.6	945,769	▲ 0.1	964,621	2.0	1,020,359	5.8

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	350,438	355,837	1.5	371,723	4.5	394,830	6.2	300,209	▲ 24.0

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	1,694,789	1,793,504	5.8	1,724,177	▲ 3.9	1,776,997	3.1	1,813,230	2.0
普通交付税額	3,012,523	3,070,045	1.9	3,402,102	10.8	3,435,231	1.0	3,471,772	1.1
臨時財政対策債発行可能額	165,940	157,927	▲ 4.8	206,687	30.9	56,838	▲ 72.5	26,144	▲ 54.0
標準財政規模(c)	4,873,252	5,021,476	3.0	5,332,966	6.2	5,269,066	▲ 1.2	5,311,146	0.8
算入公債費等の額(b)	962,591	946,931	▲ 1.6	945,769	▲ 0.1	964,621	2.0	1,020,359	5.8

◎ 比較する財政の規模(分母)

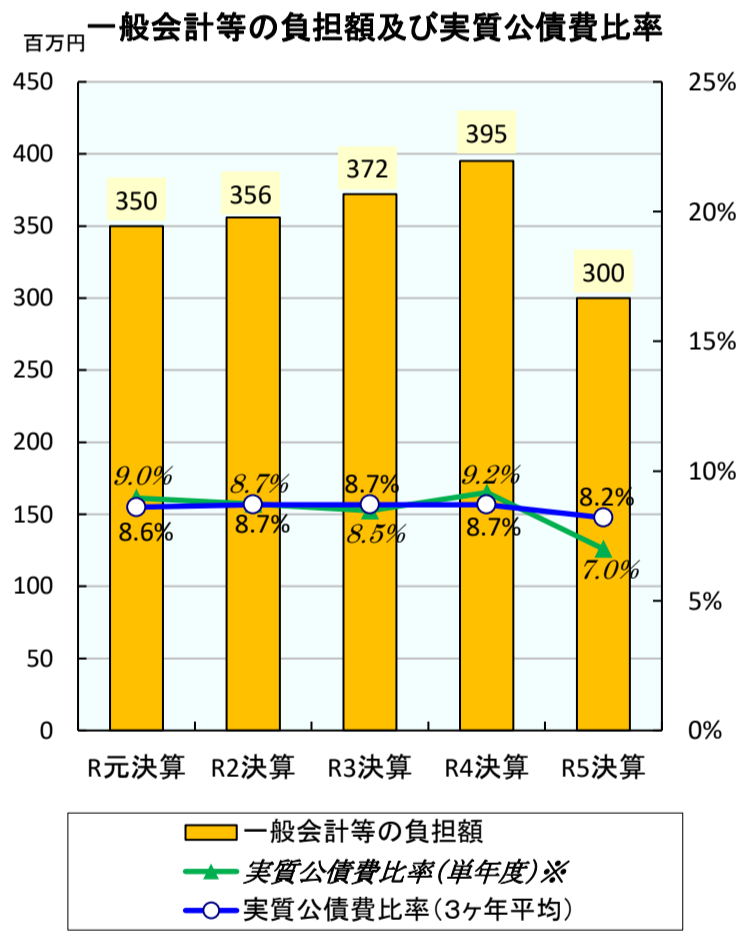
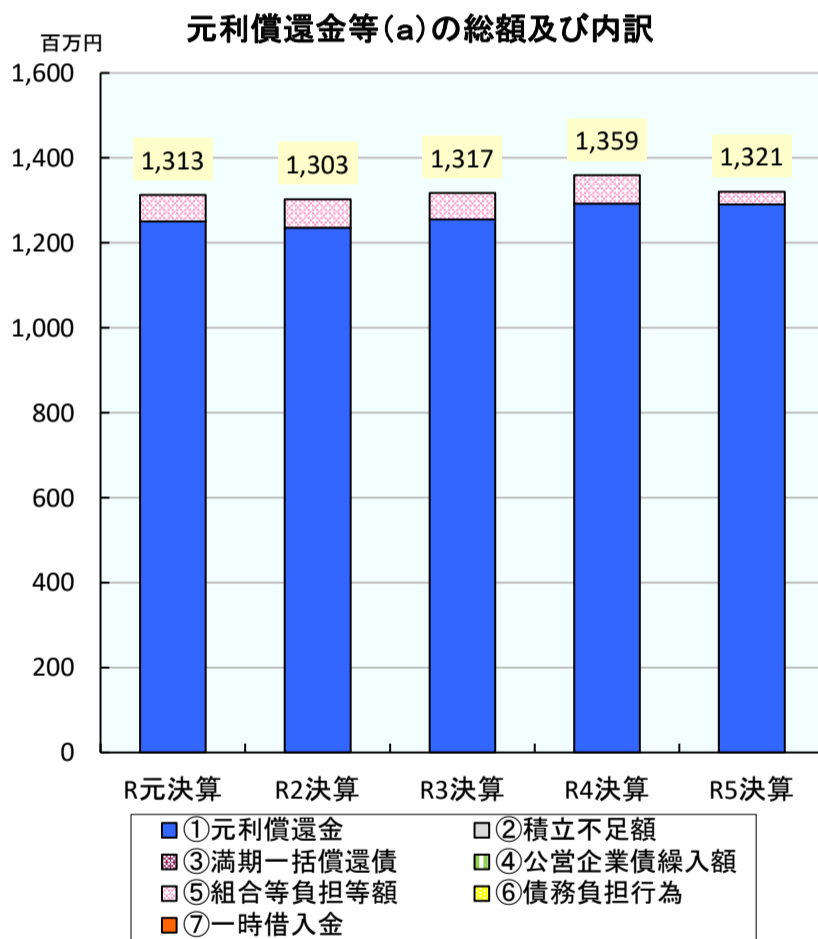
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	3,910,661	4,074,545	4.2	4,387,197	7.7	4,304,445	▲ 1.9	4,290,787	▲ 0.3

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	8.96109379	8.733171434	▲ 2.5	8.472904226	▲ 3.0	9.172611103	8.3	6.996595263	▲ 23.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3.6%	3.3%	3.1%	3.2%	3.7%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} & = & \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)} - \text{算入公債費等の額(b)}} & = & \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} \\
 & & \frac{474,715 - 335,303}{3,527,531 - 335,303} & = & \frac{139,412}{3,192,228} = 4.36723191\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{R5年度の実質公債費比率} & = & \frac{\begin{array}{l} 2.925163722 \text{ (R3単年度の実質公債費比率)} \\ + \\ 3.859776086 \text{ (R4単年度の実質公債費比率)} \\ + \\ 4.367231915 \text{ (R5単年度の実質公債費比率)} \end{array}}{3} & = & 11.15217172 \div 3 = 3.7\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式：「元利償還金等(a)」－「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	（単位：千円、%）									
	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	
①元利償還金	355,657	337,502	▲ 5.1	341,935	1.3	376,170	10.0	397,942	5.8	
②積立不足額	0	0		0		0		0		
③満期一括償還債	0	0		0		0		0		
④公営企業債繰入額	47,550	48,992	3.0	51,293	4.7	51,749	0.9	52,872	2.2	
⑤組合等負担等額	17,162	21,569	25.7	22,224	3.0	26,556	19.5	23,901	▲ 10.0	
⑥債務負担行為	0	0		0		0		0		
⑦一時借入金	0	5	皆増	0	皆減	0		0		
元利償還金等(a)	420,369	408,068	▲ 2.9	415,452	1.8	454,475	9.4	474,715	4.5	

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	（単位：千円、%）									
	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	
事業費補正(元利・準元利)	60,562	50,912	▲ 15.9	40,703	▲ 20.1	35,792	▲ 12.1	33,470	▲ 6.5	
公債費算入(元利・準元利)	251,465	256,347	1.9	267,566	4.4	283,287	5.9	288,245	1.8	
密度補正(元利・準元利)	10,971	13,110	19.5	12,798	▲ 2.4	13,580	6.1	13,588	0.1	
算入公債費等の額(b)	322,998	320,369	▲ 0.8	321,067	0.2	332,659	3.6	335,303	0.8	

◎ 一般会計等の負担額(分子)

	（単位：千円、%）									
(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	
一般会計等の負担額	97,371	87,699	▲ 9.9	94,385	7.6	121,816	29.1	139,412	14.4	

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	1,143,399	1,192,636	4.3	1,167,331	▲ 2.1	1,193,610	2.3	1,222,443	2.4
普通交付税額	1,846,291	1,940,303	5.1	2,233,718	15.1	2,255,995	1.0	2,287,059	1.4
臨時財政対策債発行可能額	109,468	111,936	2.3	146,675	31.0	39,092	▲ 73.3	18,029	▲ 53.9
標準財政規模(c)	3,099,158	3,244,875	4.7	3,547,724	9.3	3,488,697	▲ 1.7	3,527,531	1.1
算入公債費等の額(b)	322,998	320,369	▲ 0.8	321,067	0.2	332,659	3.6	335,303	0.8

◎ 比較する財政の規模(分母)

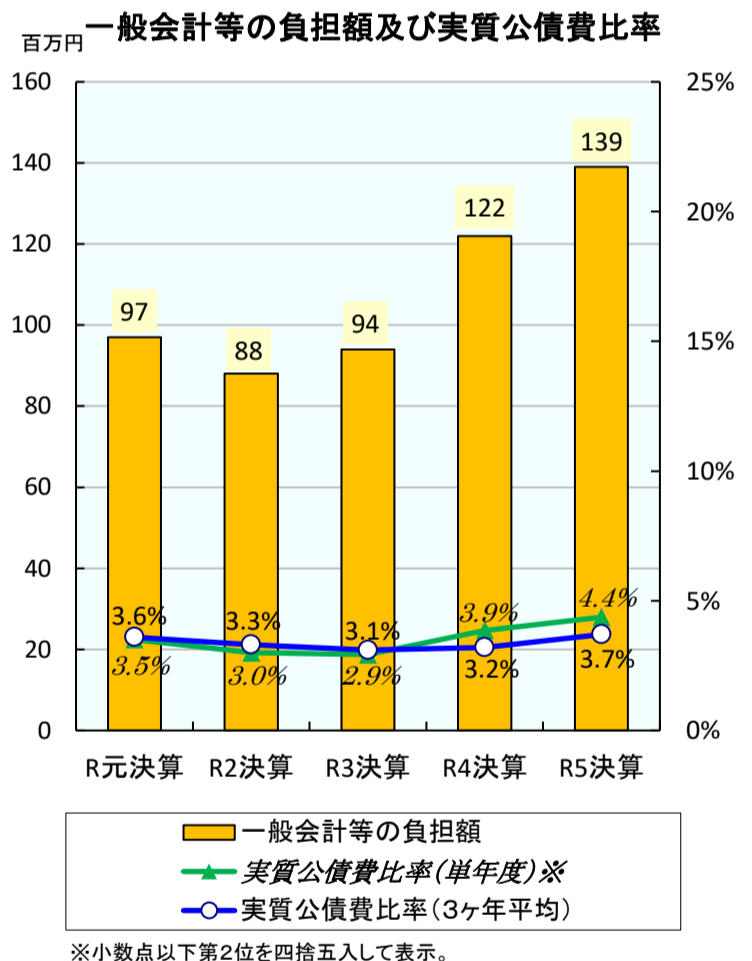
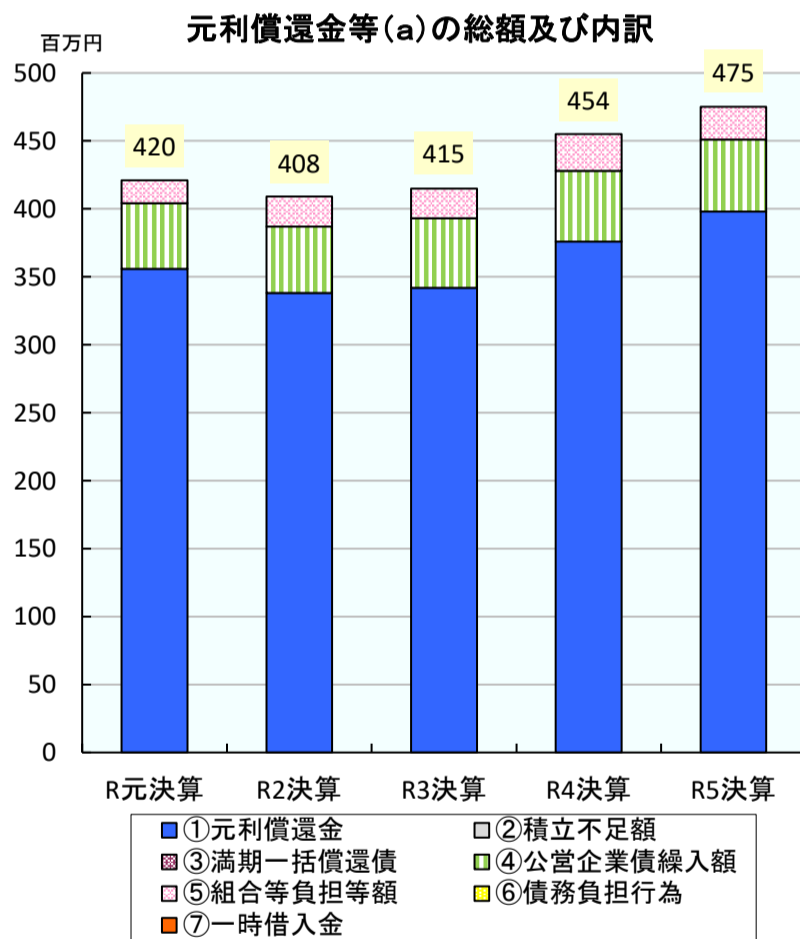
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	2,776,160	2,924,506	5.3	3,226,657	10.3	3,156,038	▲ 2.2	3,192,228	1.1

(単位:%)

単年度の実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	3.507398709	2.998762868	▲ 14.5	2.925163722	▲ 2.5	3.859776086	32.0	4.367231915	13.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	10.2%	9.4%	9.2%	9.3%	9.5%

- 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

- 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

R5決算単年度の実質公債費の比率	=	元利償還金等(a) 1,535,352	-	算入公債費等の額(b) 538,377	=	一般会計等の負担額(分子) 996,975	=	9.66666618%
		標準財政規模(c) 10,851,912	-	算入公債費等の額(b) 538,377	=	比較する財政の規模(分母) 10,313,535		

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

R5年度の実質公債費比率	=	9.392400506 (R3単年度の実質公債費比率)	+	9.653495606 (R4単年度の実質公債費比率)	+	9.666666182 (R5単年度の実質公債費比率)	÷3=	9.5%
						28.71256229		

- 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について〔計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	1,243,806	1,195,829	▲ 3.9	1,167,588	▲ 2.4	1,212,276	3.8	1,216,380	0.3
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	274,906	300,821	9.4	295,811	▲ 1.7	305,332	3.2	318,952	4.5
⑤組合等負担等額	0	0		0		0		0	
⑥債務負担行為	1,780	1,133	▲ 36.3	282	▲ 75.1	0	皆減	0	
⑦一時借入金	25	18	▲ 28.0	10	▲ 44.4	14	40.0	20	42.9
元利償還金等(a)	1,520,517	1,497,801	▲ 1.5	1,463,691	▲ 2.3	1,517,622	3.7	1,535,352	1.2

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	260,461	250,817	▲ 3.7	231,814	▲ 7.6	213,444	▲ 7.9	205,965	▲ 3.5
公債費算入(元利・準元利)	416,963	393,895	▲ 5.5	365,183	▲ 7.3	338,112	▲ 7.4	307,198	▲ 9.1
密度補正(元利・準元利)	36,625	33,557	▲ 8.4	31,827	▲ 5.2	29,530	▲ 7.2	25,214	▲ 14.6
算入公債費等の額(b)	714,049	678,269	▲ 5.0	628,824	▲ 7.3	581,086	▲ 7.6	538,377	▲ 7.3

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	806,468	819,532	1.6	834,867	1.9	936,536	12.2	996,975	6.5

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	9,338,425	9,794,260	4.9	9,517,574	▲ 2.8	10,282,608	8.0	10,851,912	5.5
普通交付税額	0	0		0		0		0	
臨時財政対策債発行可能額	0	0		0		0		0	
標準財政規模(c)	9,338,425	9,794,260	4.9	9,517,574	▲ 2.8	10,282,608	8.0	10,851,912	5.5
算入公債費等の額(b)	714,049	678,269	▲ 5.0	628,824	▲ 7.3	581,086	▲ 7.6	538,377	▲ 7.3

◎ 比較する財政の規模(分母)

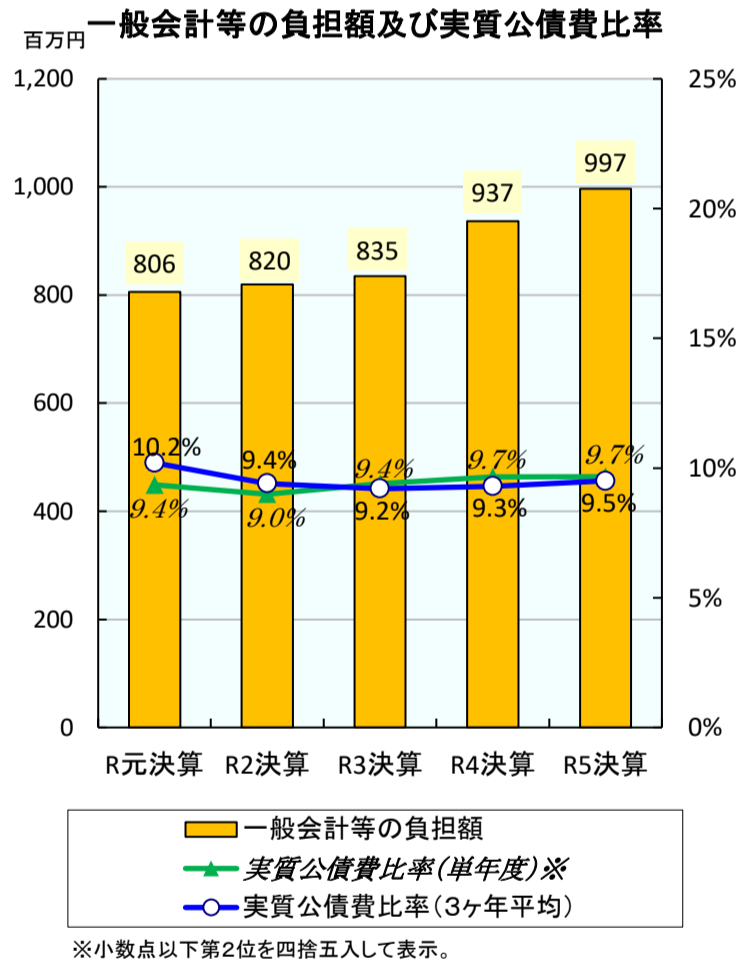
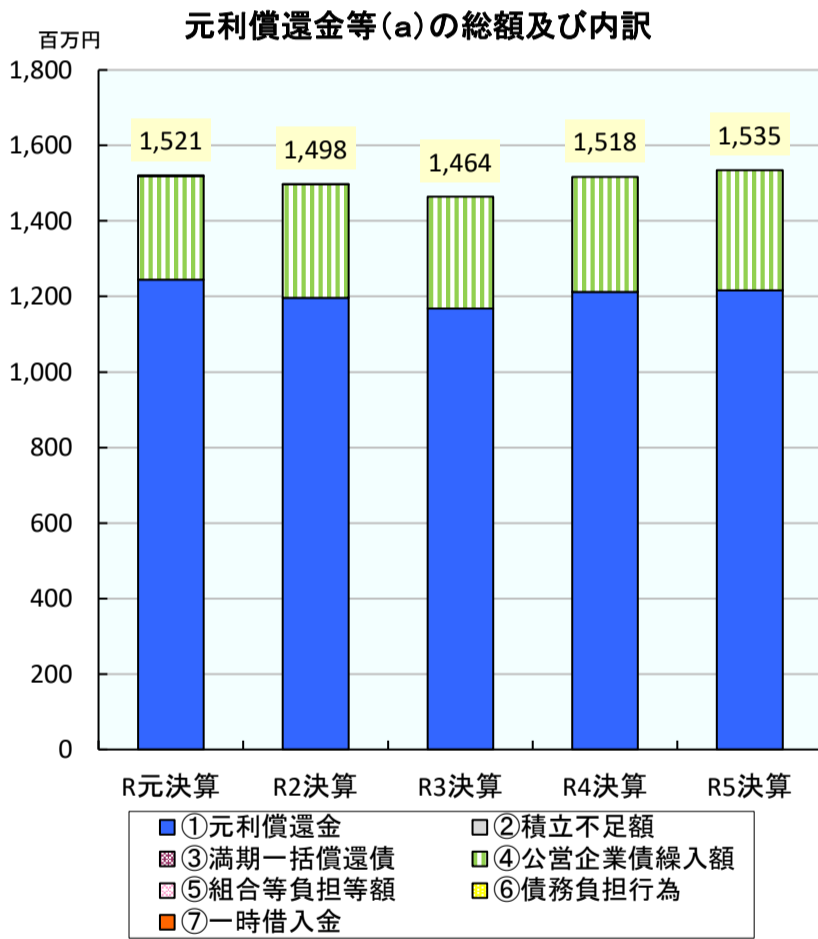
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	8,624,376	9,115,991	5.7	8,888,750	▲ 2.5	9,701,522	9.1	10,313,535	6.3

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	9.35103015	8.990048367	▲ 3.9	9.392400506	4.5	9.653495606	2.8	9.666666182	0.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	8.7%	8.8%	8.4%	8.2%	7.7%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} \\
 = \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)} - \text{算入公債費等の額(b)}} = \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 7.61069064\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5年度の実質公債費比率} \\
 = \frac{\text{R3年度の実質公債費比率} + \text{R4年度の実質公債費比率} + \text{R5年度の実質公債費比率}}{3} = 7.7\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式：「元利償還金等(a)」－「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	948,820	962,146	1.4	957,110	▲ 0.5	989,262	3.4	1,045,258	5.7
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	144,446	150,506	4.2	177,492	17.9	177,760	0.2	182,034	2.4
⑤組合等負担等額	4,762	4,853	1.9	4,903	1.0	3,197	▲ 34.8	1,302	▲ 59.3
⑥債務負担行為	0	0		0		0		0	
⑦一時借入金	66	10	▲ 84.8	0	皆減	0		0	
元利償還金等(a)	1,098,094	1,117,515	1.8	1,139,505	2.0	1,170,219	2.7	1,228,594	5.0

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	97,131	92,621	▲ 4.6	92,815	0.2	87,498	▲ 5.7	93,948	7.4
公債費算入(元利・準元利)	621,464	631,560	1.6	671,044	6.3	717,868	7.0	768,611	7.1
密度補正(元利・準元利)	38,323	38,884	1.5	41,370	6.4	31,558	▲ 23.7	40,482	28.3
算入公債費等の額(b)	756,918	763,065	0.8	805,229	5.5	836,924	3.9	903,041	7.9

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	341,176	354,450	3.9	334,276	▲ 5.7	333,295	▲ 0.3	325,553	▲ 2.3

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	2,312,406	2,373,975	2.7	2,353,307	▲ 0.9	2,369,505	0.7	2,407,679	1.6
普通交付税額	2,083,225	2,184,050	4.8	2,489,328	14.0	2,550,766	2.5	2,737,202	7.3
臨時財政対策債発行可能額	209,443	203,417	▲ 2.9	266,172	30.9	78,425	▲ 70.5	35,735	▲ 54.4
標準財政規模(c)	4,605,074	4,761,442	3.4	5,108,807	7.3	4,998,696	▲ 2.2	5,180,616	3.6
算入公債費等の額(b)	756,918	763,065	0.8	805,229	5.5	836,924	3.9	903,041	7.9

◎ 比較する財政の規模(分母)

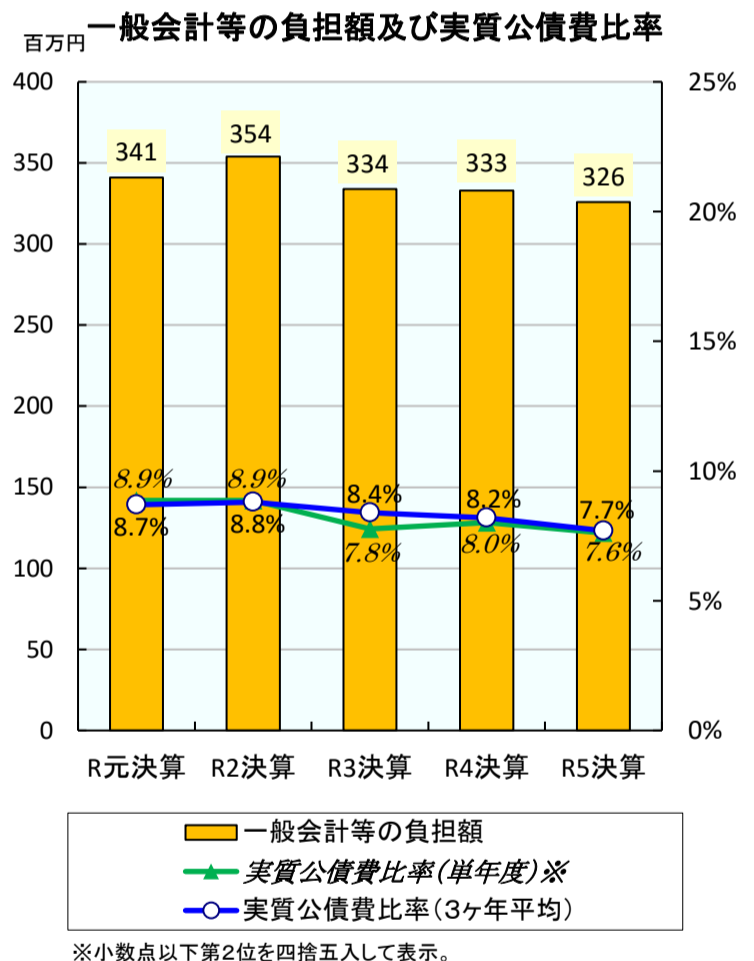
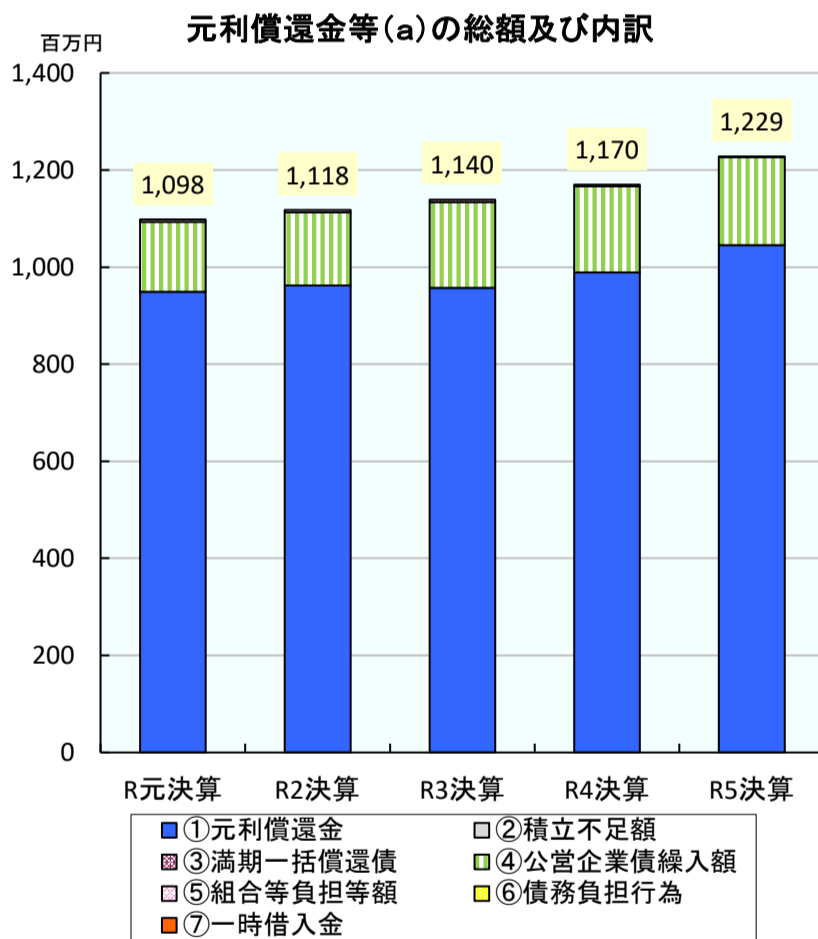
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	3,848,156	3,998,377	3.9	4,303,578	7.6	4,161,772	▲ 3.3	4,277,575	2.8

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	8.865960735	8.864846912	0.0	7.767397268	▲ 12.4	8.008487731	3.1	7.610690637	▲ 5.0

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3.5%	3.3%	3.2%	3.5%	3.6%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} & = & \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)} - \text{算入公債費等の額(b)}} & = & \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} & (\text{単位: 千円、\%}) \\
 & & \frac{393,652 - 265,254}{3,611,059 - 265,254} & = & \frac{128,398}{3,345,805} & = 3.83758169\%
 \end{array}$$

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{R5年度の実質公債費比率} & = & \frac{\text{R3年度の実質公債費比率} + \text{R4年度の実質公債費比率} + \text{R5年度の実質公債費比率}}{3} & = & \frac{3.144703622 + 4.009900205 + 3.837581688}{3} & = 3.6\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	399,369	402,143	0.7	401,548	▲ 0.1	421,135	4.9	393,493	▲ 6.6
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	0	0		0		0		0	
⑤組合等負担等額	0	0		0		0		0	
⑥債務負担行為	5	0	皆減	0		0		0	
⑦一時借入金	326	615	88.7	194	▲ 68.5	336	73.2	159	▲ 52.7
元利償還金等(a)	399,700	402,758	0.8	401,742	▲ 0.3	421,471	4.9	393,652	▲ 6.6

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	34,617	30,765	▲ 11.1	25,614	▲ 16.7	21,547	▲ 15.9	15,047	▲ 30.2
公債費算入(元利・準元利)	268,633	263,682	▲ 1.8	268,750	1.9	267,631	▲ 0.4	249,437	▲ 6.8
密度補正(元利・準元利)	771	771	0.0	770	▲ 0.1	771	0.1	770	▲ 0.1
算入公債費等の額(b)	304,021	295,218	▲ 2.9	295,134	0.0	289,949	▲ 1.8	265,254	▲ 8.5

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	95,679	107,540	12.4	106,608	▲ 0.9	131,522	23.4	128,398	▲ 2.4

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	1,473,053	1,592,628	8.1	1,531,338	▲ 3.8	1,602,730	4.7	1,592,130	▲ 0.7
普通交付税額	1,634,493	1,712,410	4.8	1,985,365	15.9	1,921,309	▲ 3.2	1,997,387	4.0
臨時財政対策債発行可能額	122,290	123,451	0.9	168,512	36.5	45,842	▲ 72.8	21,542	▲ 53.0
標準財政規模(c)	3,229,836	3,428,489	6.2	3,685,215	7.5	3,569,881	▲ 3.1	3,611,059	1.2
算入公債費等の額(b)	304,021	295,218	▲ 2.9	295,134	0.0	289,949	▲ 1.8	265,254	▲ 8.5

◎ 比較する財政の規模(分母)

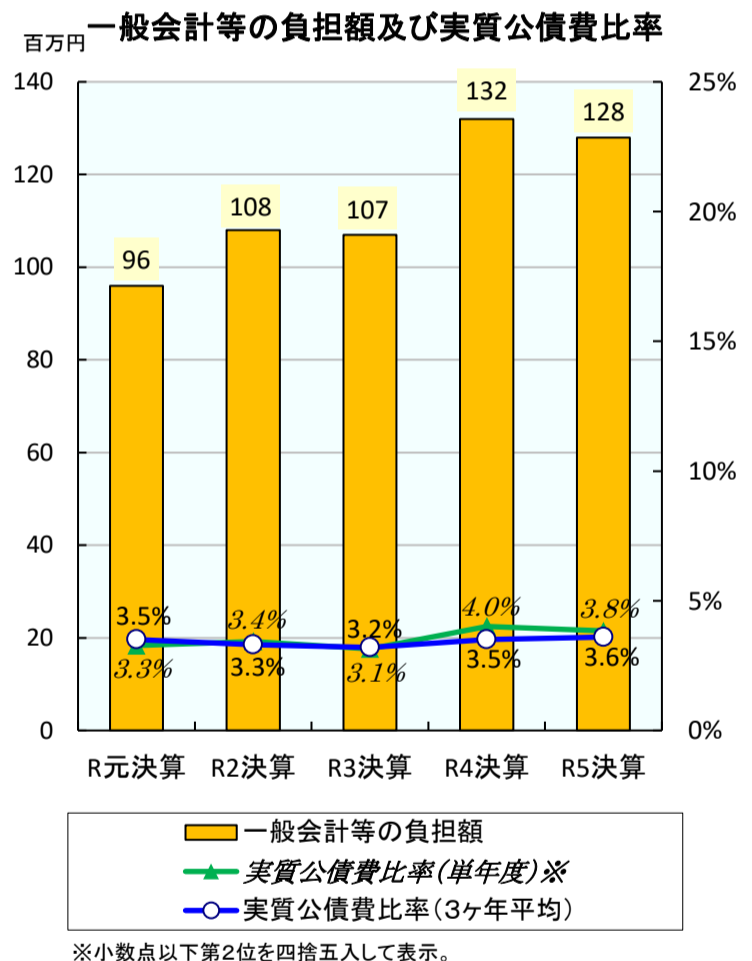
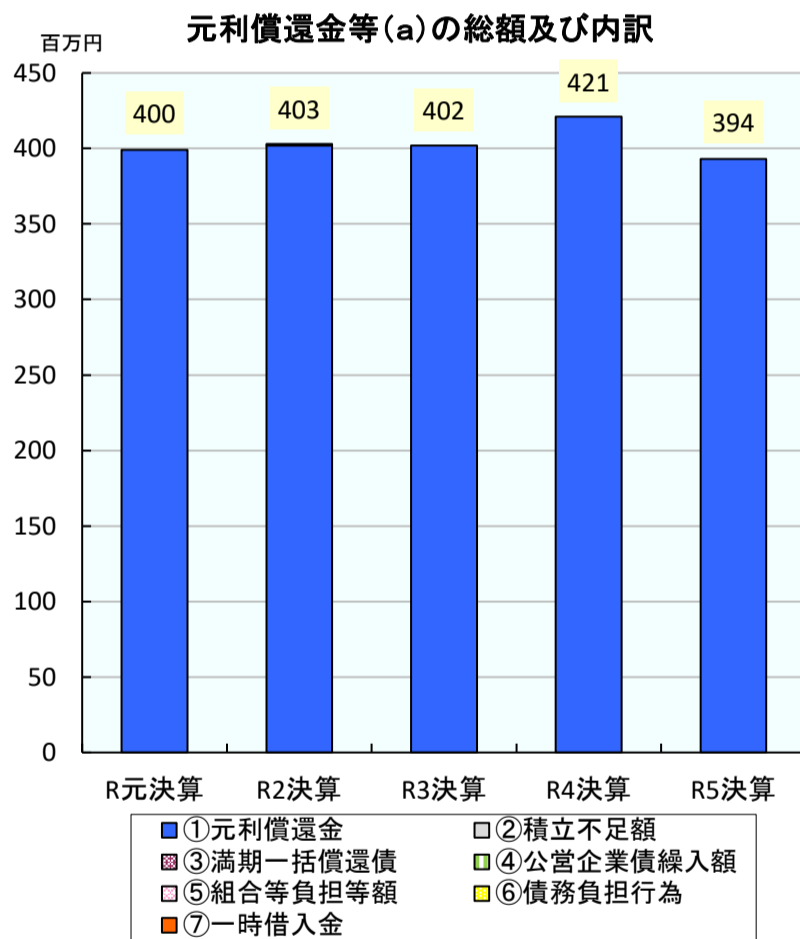
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	2,925,815	3,133,271	7.1	3,390,081	8.2	3,279,932	▲ 3.2	3,345,805	2.0

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	3.270165749	3.432195938	5.0	3.144703622	▲ 8.4	4.009900205	27.5	3.837581688	▲ 4.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-1.5%	-2.6%	-2.7%	-1.7%	0.1%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} \\
 = \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)} - \text{算入公債費等の額(b)}} = \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 2.61608493\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5年度の実質公債費比率} \\
 = \frac{-2.18552307 \text{ (R3単年度の実質公債費比率)} \\
 + 0.120799449 \text{ (R4単年度の実質公債費比率)} \\
 + 2.616084926 \text{ (R5単年度の実質公債費比率)}}{3} = 0.551361302 \div 3 = 0.1\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式：「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	（単位：千円、%）									
	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	
①元利償還金	263,655	243,197	▲ 7.8	244,324	0.5	303,402	24.2	347,122	14.4	
②積立不足額	0	0		0		0		0		
③満期一括償還債	0	0		0		0		0		
④公営企業債繰入額	57,714	57,724	0.0	58,182	0.8	59,860	2.9	63,179	5.5	
⑤組合等負担等額	140	225	60.7	76	▲ 66.2	18	▲ 76.3	8,694	48200.0	
⑥債務負担行為	30,975	30,905	▲ 0.2	27,857	▲ 9.9	16,782	▲ 39.8	8,210	▲ 51.1	
⑦一時借入金	0	0		0		0		0		
元利償還金等(a)	352,484	332,051	▲ 5.8	330,439	▲ 0.5	380,062	15.0	427,205	12.4	

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	（単位：千円、%）									
	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	
事業費補正(元利・準元利)	66,144	59,977	▲ 9.3	29,853	▲ 50.2	17,227	▲ 42.3	17,761	3.1	
公債費算入(元利・準元利)	346,638	346,362	▲ 0.1	349,377	0.9	345,732	▲ 1.0	321,656	▲ 7.0	
密度補正(元利・準元利)	14,978	14,565	▲ 2.8	14,099	▲ 3.2	13,723	▲ 2.7	13,323	▲ 2.9	
算入公債費等の額(b)	427,760	420,904	▲ 1.6	393,329	▲ 6.6	376,682	▲ 4.2	352,740	▲ 6.4	

○ 一般会計等の負担額(分子)

	（単位：千円、%）									
(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	
一般会計等の負担額	▲ 75,276	▲ 88,853		▲ 62,890		3,380	皆増	74,465	2103.1	

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」〕

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	928,604	982,842	5.8	1,012,624	3.0	1,044,777	3.2	1,045,554	0.1
普通交付税額	1,986,128	2,036,056	2.5	2,139,480	5.1	2,097,997	▲ 1.9	2,139,025	2.0
臨時財政対策債発行可能額	96,476	94,577	▲ 2.0	118,797	25.6	31,934	▲ 73.1	14,590	▲ 54.3
標準財政規模(c)	3,011,208	3,113,475	3.4	3,270,901	5.1	3,174,708	▲ 2.9	3,199,169	0.8
算入公債費等の額(b)	427,760	420,904	▲ 1.6	393,329	▲ 6.6	376,682	▲ 4.2	352,740	▲ 6.4

◎ 比較する財政の規模(分母)

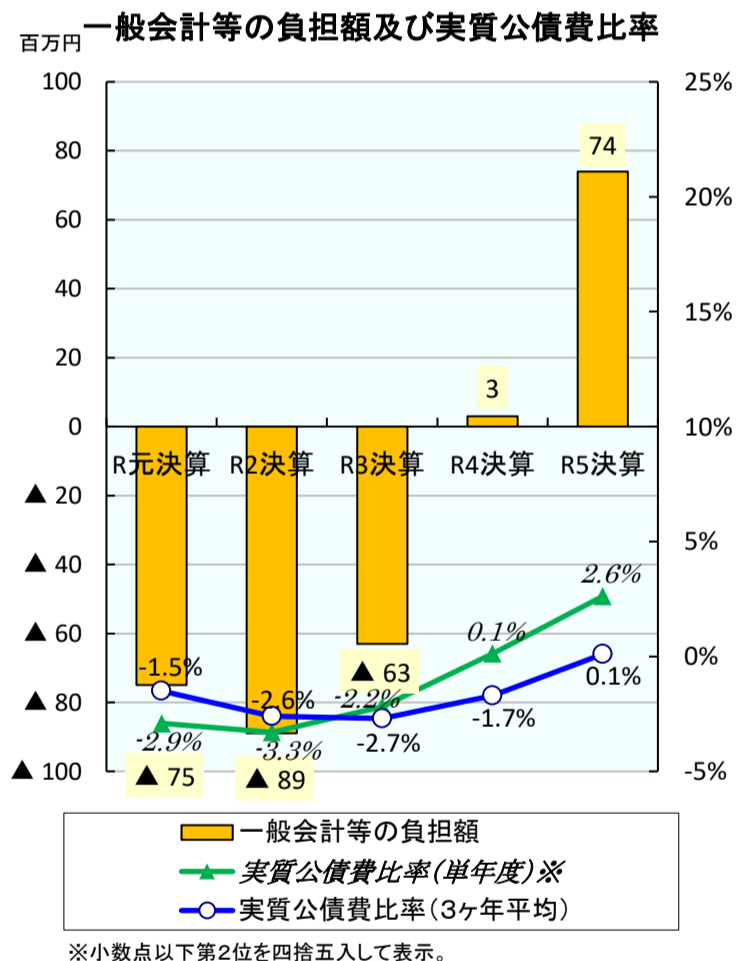
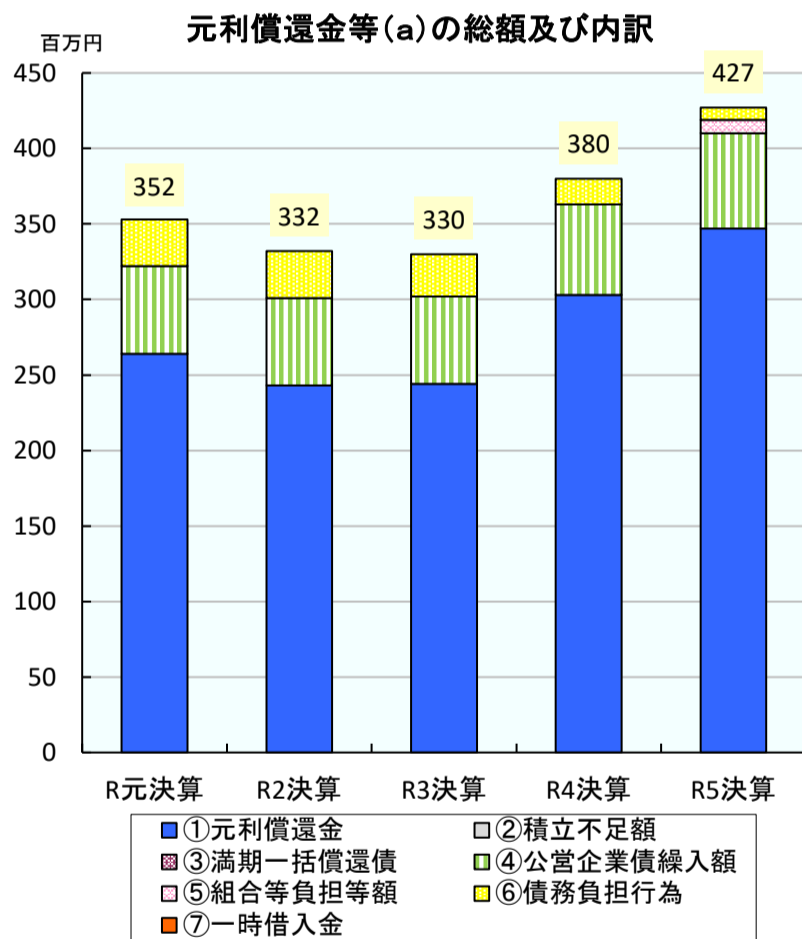
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	2,583,448	2,692,571	4.2	2,877,572	6.9	2,798,026	▲ 2.8	2,846,429	1.7

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	-2.91378034	-3.29993155		-2.18552307		0.120799449	皆増	2.616084926	2065.6

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

2. 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	9.4%	8.5%	8.0%	7.1%	7.0%

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、（1）単年度の実質公債費の比率を計算し、（2）その過去3ヶ年の平均値を計算することにより算定します。

（1）単年度の実質公債費の比率を計算（下はR5決算数値の場合）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5決算単年度の実質公債費の比率} \\
 = \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)} - \text{算入公債費等の額(b)}} = \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 7.08414851\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

（2）過去3ヶ年の平均値を計算（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{r}
 \text{R5年度の実質公債費比率} \\
 = \frac{7.809344099 \text{ (R3単年度の実質公債費比率)} + 6.177351619 \text{ (R4単年度の実質公債費比率)} + 7.084148512 \text{ (R5単年度の実質公債費比率)}}{3} = 7.0\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について【計算式：「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」】

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①元利償還金	502,583	491,835	▲ 2.1	504,392	2.6	451,199	▲ 10.5	487,344	8.0
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債繰入額	76,866	77,531	0.9	88,521	14.2	101,818	15.0	122,204	20.0
⑤組合等負担等額	33,245	20,362	▲ 38.8	3,084	▲ 84.9	2,088	▲ 32.3	857	▲ 59.0
⑥債務負担行為	0	0		0		0		0	
⑦一時借入金	71	0	皆減	0		0		0	
元利償還金等(a)	612,765	589,728	▲ 3.8	595,997	1.1	555,105	▲ 6.9	610,405	10.0

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
事業費補正(元利・準元利)	57,510	53,731	▲ 6.6	45,626	▲ 15.1	48,491	6.3	68,157	40.6
公債費算入(元利・準元利)	357,000	358,174	0.3	351,537	▲ 1.9	350,970	▲ 0.2	361,884	3.1
密度補正(元利・準元利)	97	98	1.0	99	1.0	298	201.0	511	71.5
算入公債費等の額(b)	414,607	412,003	▲ 0.6	397,262	▲ 3.6	399,759	0.6	430,552	7.7

○ 一般会計等の負担額(分子)

(a)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
一般会計等の負担額	198,158	177,725	▲ 10.3	198,735	11.8	155,346	▲ 21.8	179,853	15.8

2. 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準税収入額等	1,028,569	1,075,068	4.5	1,003,382	▲ 6.7	1,069,028	6.5	1,089,126	1.9
普通交付税額	1,549,671	1,625,360	4.9	1,813,392	11.6	1,812,347	▲ 0.1	1,864,821	2.9
臨時財政対策債発行可能額	91,860	93,758	2.1	125,324	33.7	33,151	▲ 73.5	15,414	▲ 53.5
標準財政規模(c)	2,670,100	2,794,186	4.6	2,942,098	5.3	2,914,526	▲ 0.9	2,969,361	1.9
算入公債費等の額(b)	414,607	412,003	▲ 0.6	397,262	▲ 3.6	399,759	0.6	430,552	7.7

◎ 比較する財政の規模(分母)

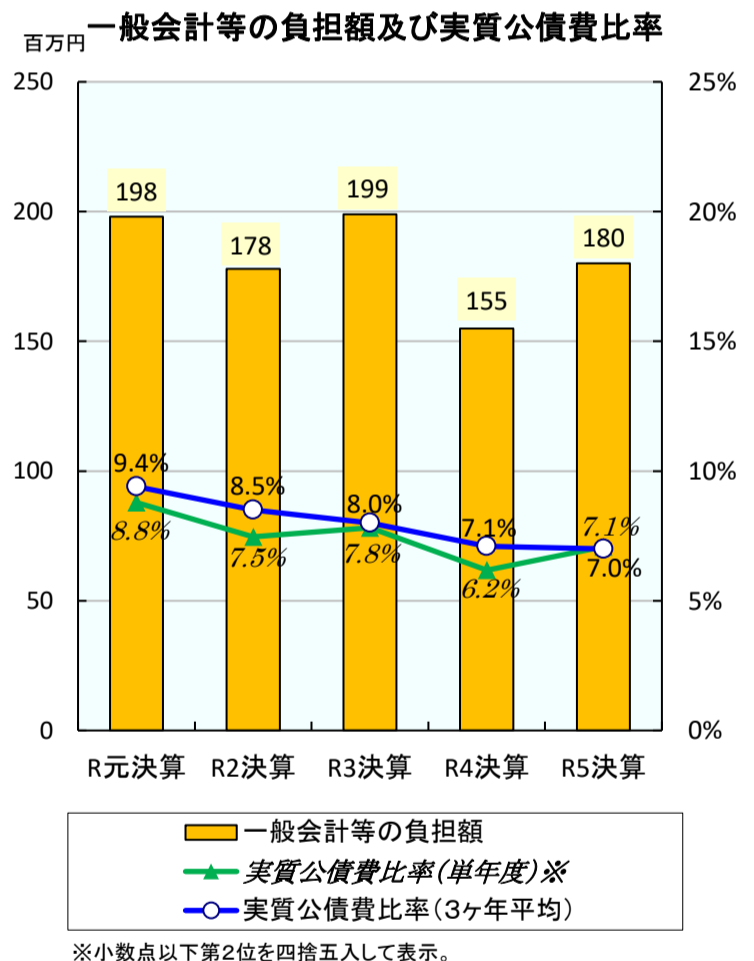
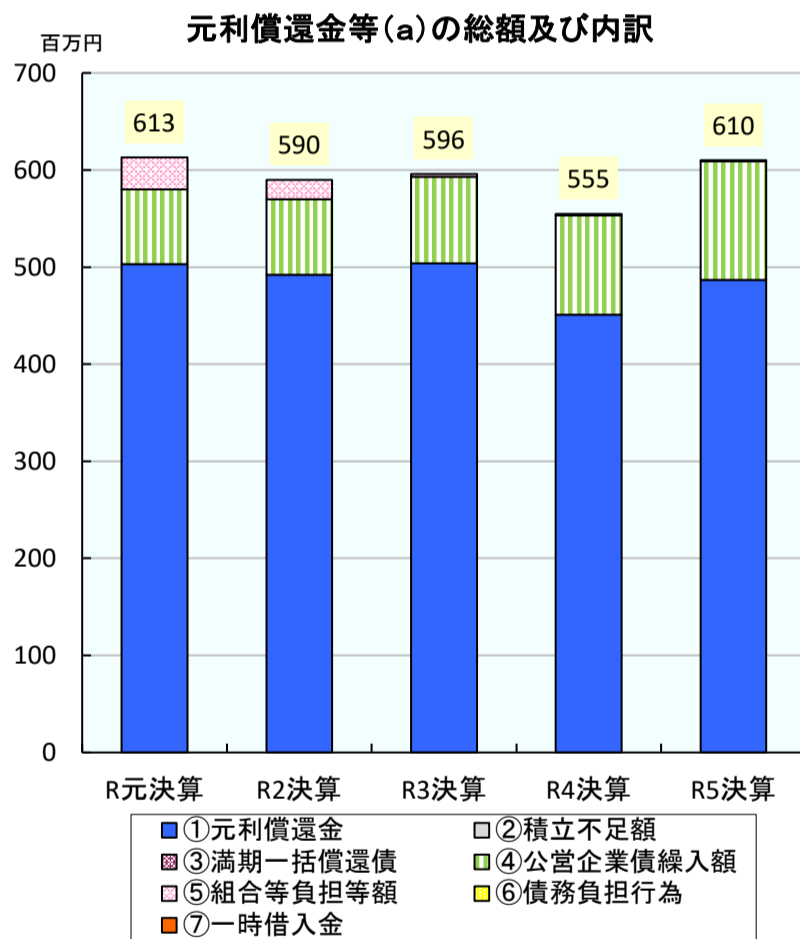
(単位:千円、%)

(c)-(b)	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	2,255,493	2,382,183	5.6	2,544,836	6.8	2,514,767	▲ 1.2	2,538,809	1.0

(単位:%)

単年度の 実質公債費の比率	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
	8.785573708	7.460593917	▲ 15.1	7.809344099	4.7	6.177351619	▲ 20.9	7.084148512	14.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額：減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。